

令和2年10月15日時点  
第8版からの修正箇所は  
赤字で記載しています。

# 令和元年東日本台風の 被害を受けられた方へ

この度は令和元年東日本台風（以下「東日本台風」といいます。）の被害を受けられたことについて心からお見舞い申し上げます。

今回の東日本台風で被害を受けられた方は、お住まいやお金などの各種の救済・支援制度等を受けられる場合があります。救済・支援制度は、手数料の減免などお手続きするものと、その他の行政機関等でお手続きするものがあります。

また、官公署以外においても生活再建に関係する諸手続きがございます。

この冊子では、それらの一部をご案内しておりますので、状況により該当するものについてお手続きください。

第9版

相模原市

## 「東日本台風の被災後」から「生活再建」への手続等の流れ

お見舞金等	1 災害弔慰金の支給・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
	2 災害障害見舞金の支給・・・・・・・・・・・・・・・・P 2
	3 風水害り災者住宅改良資金利子補給・・・・・・・・P 3
	4 被災者生活再建支援金の支給・・・・・・・・・・・・P 4

5	罹災証明書の手続	P 6
6	床上浸水した家屋の消毒	P 7
7	ボランティアの方に支援をお願いしたい場合	P 8
8	住民票の写しの請求	P 9
	(参考) コンビニでの各種証明書の取得	P10
9	マイナンバーカードの再交付	P11
10	通知カードの再交付	P12
	(参考) マイナンバー制度における個人番号・本人確認	P13
11	健康保険証の再交付	P14
12	介護保険被保険者証の再交付	P15
13	障害者手帳の再交付	P16
14	単独及び合併浄化槽廃止等の手続	P17
15	保険会社への手続(各種保険申請)	P18
16	運転免許証の再交付	P19
17	年金証書の再交付	P20
18	年金手帳の再交付	P21
19	預金通帳(銀行)の紛失等	P22
	預金通帳(ゆうちょ銀行、郵便局)の紛失等	P23
20	クレジットカードの紛失等	P24
21	携帯電話の紛失等	P25
22	電力会社への手続	P26
23	ガス会社への手続	P27
24	水道の手続	P28
25	市営簡易水道使用料の減免	P30
26	県営水道料金の減免	P31
27	固定電話回線の手続	P32

順次	28 実印、印鑑登録証 . . . . . P34
	29 各種証明書の手数料免除 . . . . . P35
	30 災害廃棄物の出し方について . . . . . P36
	31 し尿及び浄化槽汚泥等処理手数料の減免 . . . . . P37
	32 台風により滅失等した家屋・償却資産に代わる家屋 償却資産に対する特例 . . . . . P38
	33 医療機関の受診や介護サービスを利用する際の特例 (自己負担の免除) . . . . . P39
	34 国民年金保険料の免除・納付猶予 . . . . . P40
	35 介護保険料の減免 . . . . . P42
	36 国民健康保険税の減免 . . . . . P43
	37 後期高齢者医療保険料の減免 . . . . . P44
	38 公共下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料、 市設置高度処理型浄化槽使用料の減免 . . . . . P44
	39 郵便局への転居届 . . . . . P45
	40 損傷した現金の引換え . . . . . P46
	41 建物滅失登記 . . . . . P48
	42 登記済証、登記識別情報を紛失した場合 . . . . . P49
	43 放送受信料の免除 . . . . . P50

主に事業者の方向け	44 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）・・・・・・・・ P51
	45 災害復旧貸付・・・・・・・・ P52
	46 高度化事業（災害復旧貸付）・・・・・・・・ P53
	47 中小企業融資制度（セーフティネット保証4号）・・・・・・・・ P54
	48 災害関係保証・・・・・・・・ P55
	49 令和元年台風房総半島台風・東日本台風 特別支援融資・・・ P56
	50 信用保証制度（セーフティネット保証4号）・・・・・・・・ P57
	51 株式会社日本政策金融公庫による資金貸付・・・・・・・・ P58
	52 東日本台風に伴う災害に関する相談窓口（事業者の方向け）・・・ P59
	53 中小企業組合共同施設等災害復旧事業・・・・・・・・ P60
	54 雇用調整助成金（房総半島台風・東日本台風に伴う特例）・・・ P61
	55 厚生年金保険料等の口座振替の停止等・・・・・・・・ P62

その他	<p>56生活福祉資金等の貸付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P63</p> <p>57生活困窮者自立支援制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P64</p> <p>58生活保護制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P65</p> <p>59避難先の市立小・中学校等への就学・・・・・・・・・・ P66</p> <p>60学校教材の補填・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P67</p> <p>61市立小・中学校等の就学支援制度・・・・・・・・・・ P68</p> <p>62高校生向けの給付型奨学金・・・・・・・・・・・・ P69</p> <p>63高等学校の授業料等の減免措置・・・・・・・・・・ P70</p> <p>64大学等の授業料等の減免措置・・・・・・・・・・・・ P71</p> <p>65緊急採用奨学金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P72</p> <p>66障害福祉サービス等の利用者負担額の減免・・・・・ P73</p> <p>67障害児通所支援の利用者負担額の減免・・・・・・・・ P74</p> <p>68保育所等利用料の減免・・・・・・・・・・・・・・ P75</p> <p>69図書館資料弁償の免除・・・・・・・・・・・・・・ P76</p> <p>70市営住宅の一時提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P77</p> <p>71災害復興住宅支援（建設）・・・・・・・・・・・・・・ P78</p> <p>72災害復興住宅融資（新築住宅購入、リ・ユース住宅（中古住宅）購入）・・・・・ P79</p> <p>73災害復興住宅融資（補修）・・・・・・・・・・・・・・ P81</p> <p>74住宅金融支援機構融資の返済方法の変更・・・・・・・・ P82</p> <p>75児童手当の認定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P83</p> <p>76児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当  ・障害児福祉手当の特例措置・・・・・・・・・・・・ P84</p> <p>77ひとり親家庭等医療費助成の特例措置・・・・・・・・ P85</p> <p>78母子父子寡婦福祉資金償還金の支払い猶予・・・・・・・・ P86</p> <p>79母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金・・・・・・・・ P87</p> <p>80未払賃金立替払制度・・・・・・・・・・・・・・・・ P88</p> <p>81雇用保険の失業等給付・・・・・・・・・・・・・・ P89</p> <p>82被災者の債務整理支援・・・・・・・・・・・・・・ P90</p> <p>83リユース家具の提供・・・・・・・・・・・・・・・・ P91</p>
-----	--

各種相談窓口	84相模原市コールセンター（困った時の問合せ）・・・・・・・・ P92
	85住まいの地盤 電話相談・・・・・・・・ P93
	86こころの健康相談・・・・・・・・ P94
	87高齢者に関する身近な相談・・・・・・・・ P95
	88成人健康相談・・・・・・・・ P96
	89ペットに関する相談窓口・・・・・・・・ P96
	90法的トラブル解決のための総合相談所（法テラス）・・・・ P97
	91消費者ホットライン・・・・・・・・ P98
	92NHKふれあいセンター・・・・・・・・ P99

# 1 災害弔慰金の支給

確  
認

## 支援の内容

東日本台風の災害により死亡した方の遺族に対して弔慰金を支給します。

## 対象となる災害

- 1 市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
- 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

## 対象者となる方

東日本台風の災害で死亡された方の遺族

- 配偶者・子・父母・孫・祖父母
- 兄弟姉妹

- ・死亡された方と同居し、又は生計を同じくしていた場合のみ
- ・死亡された方の配偶者、子、父母、孫又は祖父母の誰も存しない場合のみ

\*ただし、業務に従事していたことにより支給される給付金等がある者を除く。

## 金額

生計維持者 = 500万円

その他の者 = 250万円

提出書類 その他必要な書類等については、窓口にて配布します。

死亡診断書（検案書）の写し

申請される方の身分証明書（運転免許証等）の写し

申請される方名義の通帳の写し

申請される方が遺族であることを証明する書類（戸籍謄本等）の写し

印鑑（認印可）

## 担当窓口

生活福祉課 電話：042-851-3170

## 2 災害障害見舞金の支給

確  
認

### 支援の内容

東日本台風の災害により障害を受けた方に対して障害見舞金を支給します。

### 対象となる災害

- 1 市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害
- 都道府県内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害
- 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害
- 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害

### 対象となる方

東日本台風による災害で負傷し、又は疾病にかかり、治った時に、精神又は身体に労働者災害補償保険法に規定する 1 級程度の障害がある方

ただし、業務に従事していたことにより支給される給付金等がある者を除く。

- 両目が失明したもの
- 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- 両上肢をひじ関節以上切断 等

### 支給額

生計維持者 = 2 5 0 万円以内

その他の者 = 1 2 5 万円以内

提出書類 その他必要な書類等については、窓口にて配布します。

### 住民票

- 診断書（支給対象要件の障害を有することを証明するもの）
- 罹災証明書
- 申請される方の身分証明書（運転免許証等）の写し
- 申請される方名義の通帳の写し
- 印鑑（認印可）

### 担当窓口

生活福祉課 電話：042-851-3170

### 3 風水害り災者住宅改良資金利子補給

確  
認

#### 支援の内容

東日本台風の災害により損傷した住宅を緊急に改良する必要がある市民が、当該住宅の改良資金を独立行政法人住宅金融支援機構等から借り受けた場合にその利子の一部を補助します。

#### 対象となる方

住宅が東日本台風の災害により半壊以上の損傷を受けた方で、損傷を受けた住宅を改良するため、独立行政法人住宅金融支援機構等から融資を受け、約定による期限内の償還金を支払った方

\* 土砂のたい積等により居住するのに困難な状態であると市長が認めた場合も対象です。

\* 住宅とは、主として人の居住の用に供する家屋のことです。

(その一部を店舗その他の居住の用以外の用に併用する部分を有するものを含まず。)

#### 利子補給金等

(1) 利子補給金の対象となる借入金の限度額

・590万円(簡易耐火構造及び耐火構造にあっては640万円)

(2) 利子補給金の額

・前号の借入金額に対し、毎年度3%以内で予算の範囲内の額

(3) 利子補給の期間

・借入れの日から3年以内とする。

ただし、3年以内に繰上償還により借入金の支払いが完了した場合は支払完了時の年度までとします。

#### 提出書類

罹災証明書 契約書、見積書の写し等(修繕の内容が分かるもの)

○申請される方の身分証明書(運転免許証等)の写し ○申請される方名義の通帳の写し

○印鑑(認印可)

#### 担当窓口

生活福祉課 電話：042-851-3170

## 4 被災者生活再建支援金の支給

確  
認

**基礎支援金の申請期限が令和3年11月11日(木)まで延長になりました。**

### 支援の内容

東日本台風の災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とします。

### 対象となる災害

東日本台風による災害

### 対象者となる方

住宅が「全壊」した世帯（全壊）

住宅が半壊、住宅をやむを得ず解体した世帯（半壊解体）

住宅の敷地に被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯（敷地被害解体）

住宅が大規模半壊した世帯（大規模半壊）

### 金額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 （【対象となる方】に該当）	解体 （【対象となる方】に該当）	大規模半壊 （【対象となる方】に該当）
支給額	100万円	100万円	50万円

住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 （公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円。

#### 申請期限

基礎支援金：令和3年11月11日（木）

加算支援金：令和4年11月11日（金）

提出書類等      その他必要な書類等については、窓口にて配布します。

#### 罹災証明書

○申請される方の身分証明書（運転免許証等）の写し

○申請される方名義の通帳の写し

○住民票の写し

○印鑑（認印可）

#### その他関係書類

・ 契約書等の写し（住宅の購入、補修、借家の賃貸借等）

・ 住居解体に係る書類（解体証明書、滅失登記簿謄本、敷地被害証明書類）

#### 担当窓口

生活福祉課              電話：042-851-3170

城山保健福祉課        電話：042-783-8135

津久井保健福祉課     電話：042-780-1408

相模湖保健福祉課     電話：042-684-3215

藤野保健福祉課        電話：042-687-2159

## 5 罹災証明書の手続

確  
認

風水害、地震、大雪、落雷等で住家等が破損した場合、調査・確認の上、住家等の罹災状況（程度）について証明をするものです。この証明書は、各種被災者支援措置を受ける際等に必要となる場合があります。また、申請に必要な書類や発行までの日数は、罹災状況により異なる場合があります。

証明書の種類（どちらの証明が必要なのかは提出先に確認してください。）

- ・罹災証明書…… 災害（火災を除く）による家屋の倒壊など被害にあわれた場合に災害対策基本法に基づき市町村が発行するもの。  
現地調査があるため、発行に日数を要します。
- ・罹災届出証明書 被害が生じた旨の届出があったことを証明するもの。また、家屋以外の被害の場合や罹災証明願の届出があったが災害による被害の事実が確認できなかった場合に発行するもの。  
原則調査不要

申請できる人

- ・住家等の居住者、所有者及び占有者等
- ・同一世帯員
- ・代理人（委任状が必要です）

必要書類

- ・本人確認書類

運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、パスポート、在留カード、特別永住者証明書等、官公署が発行した顔写真付きのものは1点、健康保険証、年金手帳等は2点必要になります。

上記のものが提示できないときは、口頭での質問により補的に本人確認することがありますので、ご協力ください。

- ・写真や修理見積書等

罹災状況により異なります。

手数料 免除

担当窓口

罹災物件の所在地を所管する各区役所区民課、まちづくりセンター（橋本・本庁地域・大野南まちづくりセンターを除く）、出張所、津久井中央連絡所、牧野連絡所、佐野川連絡所  
所在地及び電話番号は巻末の「各連絡先一覧」を参照してください。

受付時間

平日 午前8時30分から午後5時まで（各区役所区民課では、土曜開庁時も受付可）

## 6 床上浸水した家屋の消毒

確  
認

### 支援の内容

床上浸水した方を対象に、消毒薬を配布します。また、高齢などの理由により、自ら消毒することが困難な場合につきましては、ご相談ください。詳しくは、疾病対策課へお問い合わせください。

屋外（特に床下や庭など）では消毒は原則不要です。

### 消毒をするときの注意点について

- **消毒は、清掃し、十分に乾燥した後に行う**  
清掃が十分にされていないと、消毒の効果が低くなります。洗浄や拭き取りにより、泥や汚れを取り除き、十分に乾燥した後に行いましょう。
- **消毒は、「水で薄めた次亜塩素酸ナトリウム」を使用する**  
汚染がひどい、長時間浸水していた場合は、できるかぎり次亜塩素酸ナトリウムを使用しましょう。次亜塩素酸ナトリウムにより、色あせや腐食が心配される物については、消毒用アルコール（アルコール濃度 70%以上）を使用しましょう。
- **消毒薬は、使用するとき水で薄める**  
作り置きをした消毒薬は、消毒効果が低くなります。
- **消毒薬は布や紙に含ませて使用する**  
噴霧は吸い込んでしまう恐れがあるため、避けましょう。
- **ゴム手袋、ゴム長靴、マスク等を着用する**  
消毒薬が肌についたら、すぐに大量の流水で洗い流しましょう。

消毒は家庭用の塩素系漂白剤でも可能です。

### 問合せ先

疾病対策課 電話：042-769-8260

## 7 ボランティアの方に支援をお願いしたい場合

確  
認

### 支援の内容

ささえあいセンターでは、被災された方々の困りごと（住居の周りの土砂撤去、家財の運搬など）についてのボランティア派遣の依頼について、相談することができます。

ささえあいセンターは、4カ所開設しております。

- ・ ささえあいセンター城山（緑区久保沢 1-3-1 城山総合事務所）
- ・ ささえあいセンター津久井（緑区中野 633 津久井総合事務所）
- ・ ささえあいセンター相模湖（緑区与瀬 896 相模湖総合事務所）
- ・ ささえあいセンター藤野（緑区小淵 2000 藤野総合事務所）

ささえあいセンターに関する情報については、相模原市社会福祉協議会のウェブサイトをご確認ください。

<http://www.sagamiharashishakyo.or.jp/information/2019-1016-1556-8.html>

### 問合せ先

城山地区にお住まいの方	ささえあいセンター城山	電話：042-784-1312
津久井地区にお住まいの方	ささえあいセンター津久井	電話：080-6875-8826
相模湖地区にお住まいの方	ささえあいセンター相模湖	電話：080-6875-8827
藤野地区にお住まいの方	ささえあいセンター藤野	電話：080-6875-8829

### 受付時間

平日の午前9時から午後5時まで

## 8 住民票の写しの請求

確  
認

運転免許証の再発行や、郵便局での転居届に必要となることがあります。

窓口請求できる方

・ 本人等

相模原市内に住民登録している本人及び同一世帯員

・ 第三者

本人等以外が請求する場合は、請求理由を明らかにした上で、請求できる権限を確認できる資料が必要となります。詳細は、請求先の区役所区民課、まちづくりセンター、出張所へご確認ください。

マイナンバーの記載がある住民票は、本人宛の郵送交付（簡易書留・親展送付）になります。

請求に必要なもの

・ 窓口へ来た人の本人確認書類

運転免許証、パスポート(旅券)、マイナンバーカード(個人番号カード)又は写真付きの住民基本台帳カード、在留カード、又は特別永住者証明書（外国人登録証明書）など

本人確認のための質問をする場合があります。

・ 委任状(本人又は同一世帯員以外のみ)

・ 請求権限を確認できる書類(第三者のみ)

手数料

1通 300円

年金受給のために年金事務所に提出する場合など、法令の規定により手数料を免除できる場合があります。

被災を原因とする各種支援制度等の手続きに必要とする住民票の写しの交付手数料を免除します。また、既にお支払いされた場合でも免除の対象となりますので下記担当窓口にご相談ください。

担当窓口

各区役所区民課

各まちづくりセンター（橋本・本庁地域・大野南まちづくりセンターを除く）

各出張所

各連絡所

所在地及び電話番号は巻末の「各連絡先一覧」を参照してください。

## (参考) コンビニでの各種証明書の取得

確認

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機で、住民票の写しなど各種証明書が取得できるサービスです。

コンビニでの証明書取得は手数料が必要になります。手数料免除となる証明書の取り扱いは、各区役所区民課等の窓口（前頁「住民票の写しの請求」参照）となりますのでご注意ください。

### 利用できる方

相模原市に住民登録されている方で、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの方が利用できます。

コンビニ交付で利用できるカードは、マイナンバーカードのみです。

(住民基本台帳カード、印鑑登録証では利用できません。)

取得できる証明書、手数料、利用時間など

取得できる証明書	手数料 <sup>2</sup>	利用時間等
住民票の写し	250 円	午前 6 時 30 分～午後 11 時
印鑑登録証明書（相模原市で印鑑登録している方）		
戸籍全部（個人）事項証明書 1	400 円	月～金曜日（祝日等を除く） 午前 9 時～午後 5 時
戸籍の附票の写し 1	250 円	
市・県民税課税（非課税・所得）証明書	250 円	午前 6 時 30 分～午後 11 時 直近 2 年度分が発行可能
市・県民税納税証明書		
固定資産税・都市計画税納税証明書（単独所有分のみ）		

1 戸籍の証明書は、本籍地と住所地の両方が相模原市内にある方のみ取得できます。

2 コンビニでの証明書取得には、申請理由にかかわらず上記手数料が必要です。手数料免除の取り扱いができるのは、窓口での交付のみですので、ご注意ください。

3 税証明書は、相模原市に住民登録がある方のみ取得できます。相模原市から課税されていても、市外に転出した後はコンビニでの発行はできません。また、取得できる税証明書はマイナンバーカードの所有者のもののみです。家族の証明書を取得することはできません。

### 休止日

1 2月29日～1月3日及びシステムメンテナンス時

### 利用可能店舗

・市外のコンビニエンスストアでも利用できます。

・次の店舗で利用できます。（マルチコピー機設置店舗に限る）

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、コミュニティ・ストア、ミニストップ、ポプラ、日本郵便、イオンリテール、イオン北海道、ココカラファイン

## 9 マイナンバーカードの再交付

確  
認

対象となる方(従前、マイナンバーカードの交付を受けている方)

- ・ マイナンバーカードを紛失等、又は著しく損傷した場合
- ・ マイナンバーカードの機能が損なわれた場合

本人申請時に必要なもの(再交付申請の際)

- ・ 本人確認書類

A 官公署で発行した顔写真付きの本人確認書類 1 点

運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(顔写真付き)、身体障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書、運転経歴証明書等、官公署が発行した資格証明書等で顔写真付きのもの

B Aの書類がない場合は、次の書類 2 点

健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、社員証、学生証、生活保護受給者証など(氏名・生年月日または氏名・住所が記載されているもの)

- ・ 罹災証明書等紛失、滅失の事実が分かる書類
- ・ 顔写真(サイズ縦 4.5mm × 横 3.5mm)

再交付手数料

カードの再交付 800 円 電子証明書の再交付 200 円  
(本人の責によらないと認められる場合は無料です)

カードの受け取りについて

申請から概ね 2 か月程度で「交付通知書」(おはがき)を区役所からお送りし、カードの受取についてご案内をしています。はがきが届いたら、電話で受取日時を予約の上、交付場所にお越しください。

担当窓口

各区役所区民課

城山、津久井、相模湖、藤野まちづくりセンター

所在地及び電話番号は巻末の「各連絡先一覧」を参照してください。

# 10 通知カードの再交付

確  
認

## 対象となる方

通知カードを紛失、又は著しく損傷した方

本人申請時に必要なもの（再交付申請の際）

### ・本人確認書類

A 官公署で発行した顔写真付きの本人確認書類 1点

運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(顔写真付き)、身体障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書、運転経歴証明書（交付年月日が、平成24年4月1日以降のものに限る。）等、官公署が発行した資格証明書等で顔写真付きのもの

B Aの書類がない場合は、次の書類 2点

健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、生活保護受給者証、社員証、学生証など（氏名・生年月日または氏名・住所が記載されているもの）

### ・通知カードの紛失、滅失等を証明する書類

A 自宅外で紛失された場合は、再発行の手続の前に、警察署で遺失物届の手続を行い、警察署の連絡先と遺失物届の受理番号を控えてきてください。

B 風水害で紛失・損傷等した場合は、市が発行する罹災証明書

C 自宅内で紛失された場合は、手続の際、記入いただく「通知カード再交付申請書」に、紛失の経緯をご記入いただきます。

代理人の方が手続される場合は、必要なものが異なります。

## 再交付手数料

A又はC...500円

B...無料

## その他

- ・申請受付後、住民登録地宛に国から簡易書留（転送不要）で郵送されます。
- ・再交付の手続から受け取りまでは、約3週間かかります。

## 担当窓口

各区役所区民課

各まちづくりセンター（橋本・本庁地域・大野南まちづくりセンターを除く）

所在地及び電話番号は巻末の「各連絡先一覧」を参照してください。

<p>(参考)マイナンバー制度における個人番号 確認・本人確認</p>	<p>確 認</p>	
---	----------------	--

平成 28 年 1 月から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、マイナンバーを利用する手続では、本人確認が必要となります。

窓口に来庁される際は、次の本人確認書類をお持ちください。

本人確認には、「(1) 番号 (マイナンバー) 確認書類」、及び「(2) 身元確認書類」の 2 つが必要です。なお、身元確認書類のうち一覧 A のものは 1 点、一覧 B のものは 2 点以上で確認書類とさせていただきます。

#### 本人確認について

(1) 番号 (マイナンバー) 確認書類と (2) 身元確認書類を合わせてお持ちください。

番号 (マイナンバー) 確認書類	身元確認書類
個人番号カード	不要 (個人番号カードは、番号 (マイナンバー) と身元の両方の確認が可能)
通知カード	一覧 A から 1 点、もしくは一覧 B から 2 点以上
個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書	一覧 A から 1 点、もしくは一覧 B から 2 点以上

(1) 番号 (マイナンバー) 確認書類のうち、「通知カード」又は「個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書」をお持ちになる場合は、(2) 身元確認書類として次の一覧 A から 1 点、又は一覧 B から 2 点以上を合わせてお持ちください。

#### (2) 身元確認書類一覧

一覧 A (1 点のみで受付可能なもの)	一覧 B (2 点以上必要なもの)
<p>次のうちいずれか 1 点</p> <p>運転免許証、運転経歴証明書 (平成 24 年 4 月 1 日以降交付のもの) パスポート (旅券) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書</p> <p>官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの ((1) 氏名、(2) 生年月日又は住所、が記載されているもの。)(氏名・生年月日または氏名・住所が記載されているもの)</p>	<p>次のうちいずれか 2 点</p> <p>公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証明書、特別児童扶養手当証明書</p> <p>官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの。(氏名・生年月日または氏名・住所が記載されているもの)</p>

# 11 健康保険証の再交付

確  
認

対象となる方  
健康保険証の紛失等、又は汚してしまった方

担当窓口

## 1 国民健康保険証

国保年金課

緑区役所区民課、南区役所区民課

各まちづくりセンター（橋本、本庁地域、大野南を除く）、各出張所

## 2 後期高齢者医療被保険者証

国保年金課後期高齢班、各区の高齢・障害者相談課

城山・津久井・相模湖・藤野の保健福祉課

緑区役所区民課、南区役所区民課

各まちづくりセンター

（城山、津久井、相模湖、藤野、橋本、本庁地域、大野南を除く）

各出張所

所在地及び電話番号は巻末の「各連絡先一覧」を参照してください。

## 3 その他の健康保険証

ご加入の健康保険組合、共済組合などへ

1・2の本人申請時に必要なもの（再交付申請の際）

- ・被保険者証再交付申請書(申請書は窓口に取り揃えております)
- ・破損・汚損した場合は、その保険証
- ・マイナンバー制度における本人確認に必要な資料（前頁「(参考)マイナンバー制度における個人番号・本人確認」参照）

今般の被害により、本人確認に必要な書類が用意できない場合には、担当窓口にご相談ください

1・2についての再交付手数料

手数料はかかりません。

1・2についてその他

- ・罹災証明書は必要ありません。

## 12 介護保険被保険者証の再交付

確  
認

対象となる方

介護保険証を紛失等、又は汚してしまった方

申請窓口

各区の高齢・障害者相談課

津久井・城山・相模湖・藤野の各保健福祉課

緑区役所区民課

南区役所区民課

各まちづくりセンター（橋本、本庁地域、大野南まちづくりセンターを除く）

串川・鳥屋・青野原・青根 出張所

牧野・佐野川連絡所

郵送で申請する場合は、介護保険課

所在地及び電話番号は巻末の「各連絡先一覧」を参照してください。

必要なもの

- ・介護保険被保険者証再交付申請書

（各窓口にご用意してあります。市ホームページからダウンロードすることもできます。）

- ・本人確認書類

マイナンバー制度における個人番号の確認・身元確認を行ないます（P20 参照）。個人番号がご不明な場合や本人確認書類を紛失している場合は各申請窓口にご相談ください。

再交付手数料はかかりません。

罹災証明書は必要ありません。

## 13 障害者手帳の再交付

確  
認

### 対象となる方

身体・知的・精神の障害者手帳を紛失、焼失、又は汚してしまった方

### 申請窓口

各区の高齢・障害者相談課

城山・津久井・相模湖・藤野の各保健福祉課

所在地及び電話番号は巻末の「各連絡先一覧」を参照してください。

### 必要なもの

- ・再交付申請書（各窓口にご用意してあります。）
- ・写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm、申請時から1年以内に撮った脱帽して上半身を写したもの）
- ・印鑑（療育手帳、精神障害者保健福祉手帳に限る。）
- ・本人確認書類

マイナンバー制度における個人番号の確認・身元確認を行いません（P20参照）。個人番号がご不明な場合や本人確認書類を紛失している場合は各申請窓口にご相談ください。

再交付手数料はかかりません。

罹災証明書は必要ありません。

## 14 単独及び合併浄化槽廃止等の手続

確  
認

対象となる方

個人で設置した単独及び合併浄化槽を廃止した方

廃止の手続

下水道料金課（旧相模原市の区域の方）、津久井下水道事務所（旧4町の方）に直接、又は郵送・電子申請などで、使用を廃止した日から30日以内に浄化槽廃止届を提出してください。

各届出書は、ホームページ及び担当窓口にあります。

その他

市設置高度処理型浄化槽をご使用の方

災害による浄化槽の故障等があった場合は、市で対応いたしますので、被害の状況を、津久井下水道事務所までご連絡ください。

また、浄化槽の使用を休止・廃止するときもご連絡ください。

担当窓口・各種届出提出先

下水道料金課 電話：042-707-1829

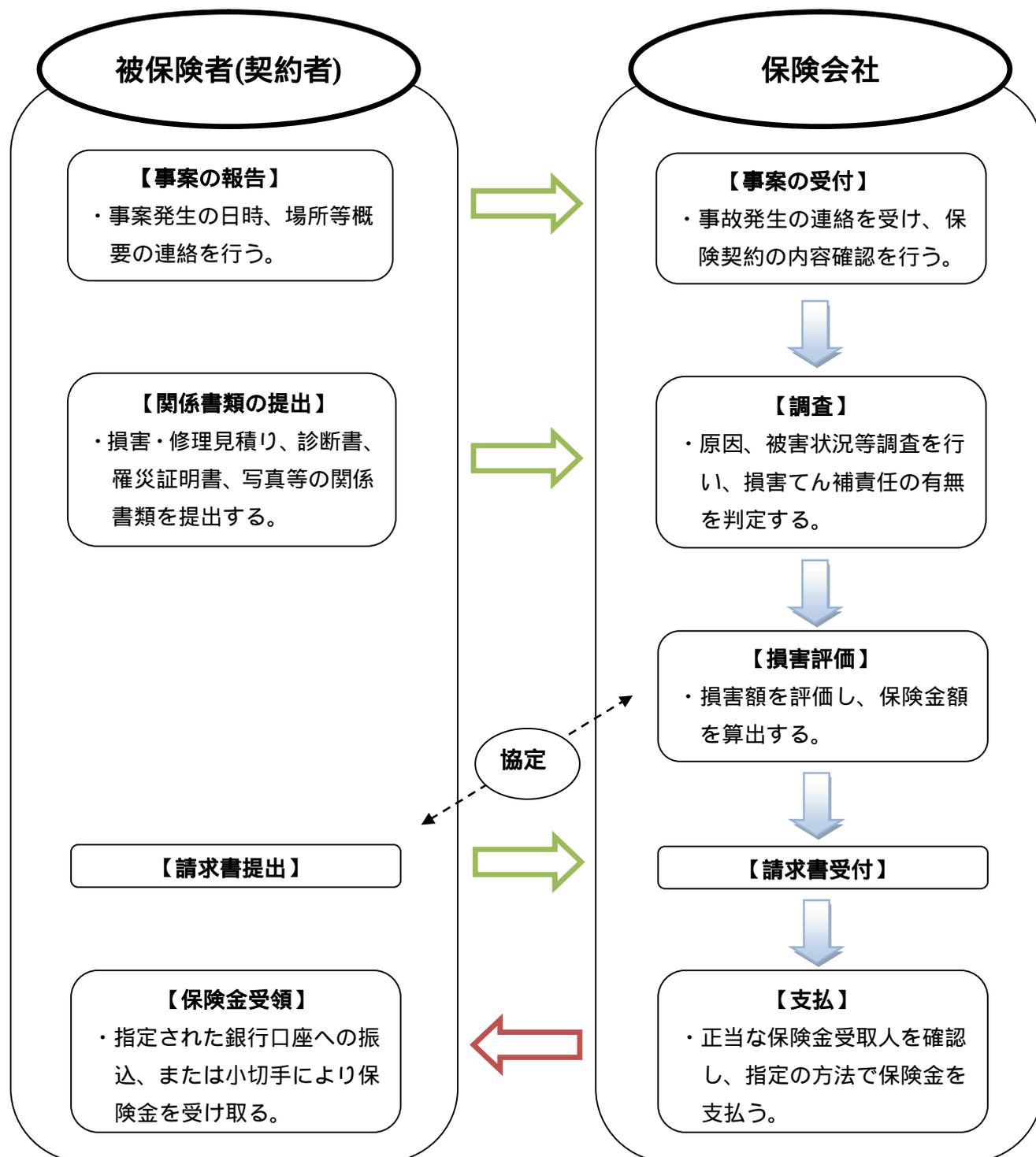
津久井下水道事務所 電話：042-780-1410

## 15 保険会社への手続（各種保険申請）

確認

事案発生から保険金のお受取りまでの一般的な流れは、以下のとおりです。

ご契約内容、事故の状況などにより手続が異なることもありますので、契約保険会社までお問い合わせください。



## 1.6 運転免許証の再交付

確  
認

### 手続の内容

東日本台風の被害に遭われ、運転免許証を紛失、汚損、破損した場合の再交付手続です。

### 受付

月曜日から金曜日まで（土曜日・日曜日・祝日・休日・年末年始の休日を除く。）の午前 8 時 30 分～11 時、午後 1 時～4 時

### 必要書類

- ・ 運転免許証再交付申請書（用紙は運転免許センターにあります）
- ・ 運転免許証等亡失等事実てん末書（用紙は運転免許センターにあります）
- ・ 破（汚）損した場合はその免許証
- ・ 申請用写真 1 枚（縦 3.0cm×横 2.4cm）
- ・ 身分を確認できるもの
- ・ 記載事項の変更を同時に行う場合は、変更を証明する書類
- ・ 海外からの一時帰国の方で、住民登録が日本にない方は、滞在証明書と滞在証明書を書いた人の住民票の写し等
- ・ 罹災証明書（罹災証明書がない場合でも、再交付を受けることが可能な場合があります）  
手数料は免除されます（通常のリ交付手数料は 3,500 円）  
必要書類については、まずは事前にご相談ください。

### その他注意事項

- ・ 有効期間の末日が令和元年 10 月 10 日から令和 2 年 3 月 30 日までの方については、令和 2 年 3 月 31 日まで延長されます。
- ・ 代理申請はできませんので、必ず本人が申請にお越しくください。

### 問合せ先

神奈川県運転免許センター 電話：045-365-3111  
警察署では行えません。

# 17年金証書の再交付

確  
認

## 対象となる方

年金証書を紛失等、又はき損してしまった方

本人申請時に必要なもの（再交付申請の際）

- ・破（汚）損した場合は、その年金証書
- ・印鑑（お持ちでない場合は、署名で申請可能）
- ・本人確認書類

## 再交付手数料

手数料はかかりません。

## その他

- ・罹災証明書は必要ありません。
- ・手続は郵送でもできます。
- ・共済年金受給者は、各共済組合にお問い合わせください。

## 問合せ先

日本年金機構 相模原年金事務所

・所在地：〒252-0388 相模原市南区相模大野 6-6-6

・電話：042-745-8101

受付時間： 8:30～17:15（土日祝日、12/29～1/3を除く月～金曜日）

時間延長：週始めの開所日 17:15～19:00

# 18年金手帳の再交付

確  
認

## 対象となる方

年金手帳を紛失、又はき損してしまった方

本人申請時に必要なもの（再交付申請の際）

- ・破（汚）損の場合は、その年金手帳
- ・印鑑（お持ちでない場合は、署名で申請可能）
- ・本人確認書類

## 再交付手数料

手数料はかかりません。

## 加入者別の担当窓口

- ・国民年金第1号被保険者、任意加入被保険者の方  
国保年金課、各区役所区民課、各まちづくりセンター（橋本・本庁地域・大野南を除く）  
各出張所へ、免許証など本人の確認できるものをお持ちになり、年金手帳の再交付を申請してください。

通常、日本年金機構からの郵送のため1か月程度かかります。お急ぎの方は、直接、相模原年金事務所まで手続きされると、1週間程度で郵送されます。

- ・厚生年金保険の被保険者の方  
勤務先を通じて管轄する年金事務所
- ・国民年金第3号被保険者の方  
配偶者の勤務先を通じて管轄する年金事務所
- ・共済組合のみ加入の方  
年金手帳ではなく、「基礎年金番号通知書」の再発行を請求することになります。  
この場合、お近くの年金事務所へご相談ください。

## 問合せ先

日本年金機構 相模原年金事務所

・所在地：〒252-0388 相模原市南区相模大野 6-6-6

・電話：042-745-8101

受付時間：8:30～17:15（土日祝日、12/29～1/3を除く月～金曜日）

時間延長：週始めの開所日 17:15～19:00

## 19 預金通帳等（銀行）の紛失等

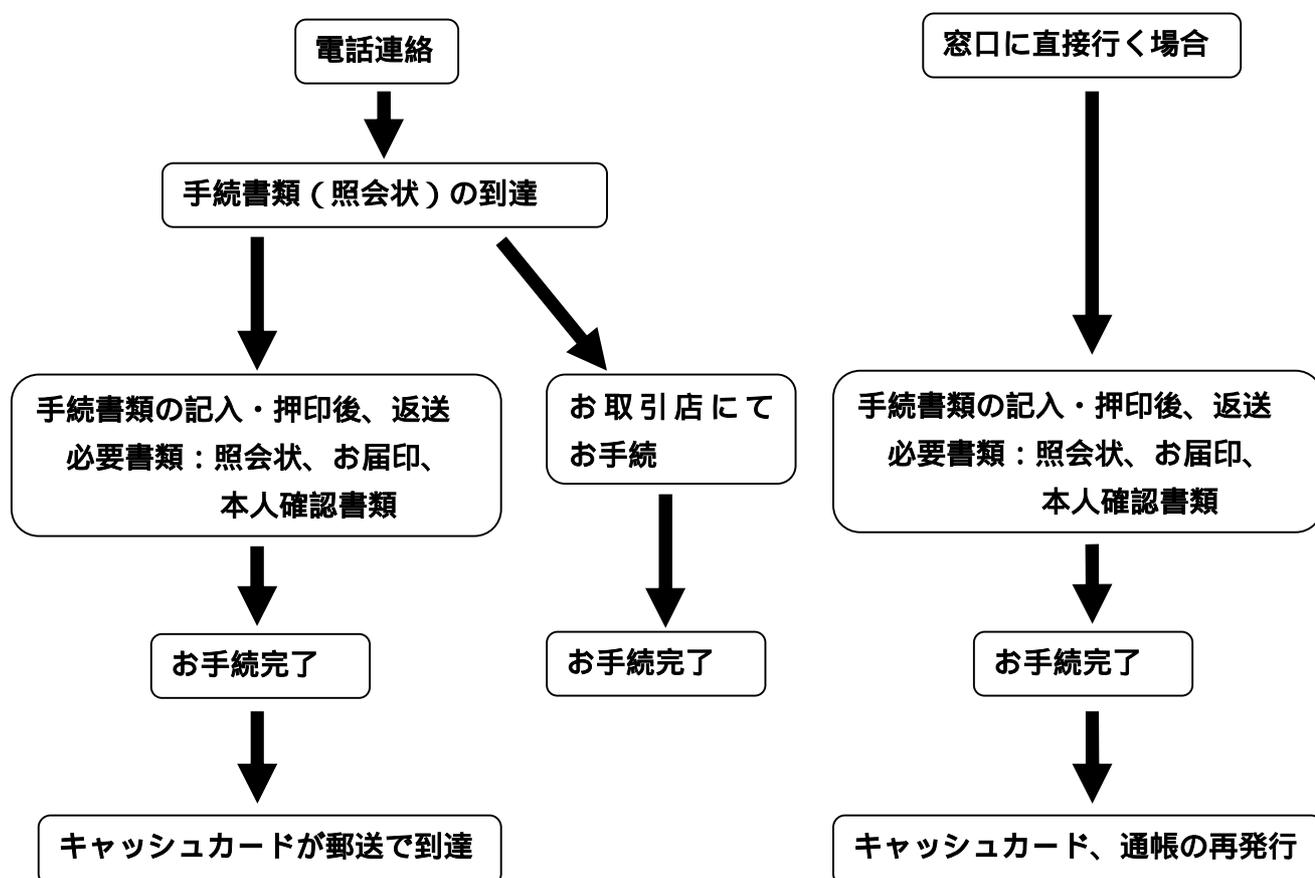
確認

紛失等から再発行のお受取りまでの一般的な流れは、以下のとおりです。各銀行により手順が異なることもありますので、預金口座を開設した銀行までお問い合わせください。

対象となる方

各銀行の預金通帳を紛失等、又は汚してしまった方

手続



手数料

再発行には、所定の手数料がかかります。

その他

完全になくした場合等は照会状を送付できないため、窓口手続となります。

## 19 貯金通帳（ゆうちょ銀行、郵便局）の紛失等

確  
認

紛失等からキャッシュカード・通帳でのお取引を停止し、再発行する手続です。

手続に必要なもの

- ・再発行請求書（窓口にあります）
- ・お届け印
- ・本人確認書類

カード再発行される場合は、通帳も必要です。（ただし、通帳も紛失したり盗難にあった場合を除きます。）

代理人に手続を委任される場合は、別途委任状が必要です。

氏名変更の手続と同時に「ゆうちょ IC キャッシュカード Suica」を再発行される場合は、東日本旅客鉄道株式会社との個人情報の共同利用に関する同意書も必要になります。

手数料

キャッシュカードの再発行には、1 件につき 1,050 円の手数料がかかります。

通帳の再発行は無料です。

問合せ先

キャッシュカード・通帳の再発行のお手続は、お近くのゆうちょ銀行・郵便局の貯金窓口へ。

なお、お取引の停止は、カード紛失センターでも受け付けています。

カード紛失センター

- ・電話：0120 - 794 - 889（通話料無料）

受付時間：24 時間受付（年中無休）

## 20 クレジットカードの紛失等

確  
認

クレジットカードを紛失等でなくした場合は、以下のような手続を行う必要があります。

- ・カード発行会社に直ちに連絡してください（カード発行会社への通知が遅れた場合、第三者に不正に使用されて、損害にあう可能性も考えられます。）
- ・紛失や盗難の場合は、警察にも届け出てください。
- ・再発行手続は、カード発行会社により異なりますので、ご加入のカード発行会社にご相談ください。
- ・再発行によりカードの番号が変わった場合、自動引き落とし設定を行っているものについては、新しい番号の登録が必要となる場合があります。

一般社団法人日本クレジット協会 消費者相談室連絡先

- ・一般電話などから 03-5645-3361

受付時間：10：00～12：00、13：00～17：00（年末年始を除く平日）

債務整理の相談は承れないので、ご注意ください。

## 21 携帯電話の紛失等

確  
認

携帯電話を紛失等でなくした場合は、お近くの契約している携帯電話キャリアショップにご相談ください。

携帯電話キャリアショップ（専売店）以外の量販店や併売店（いわゆる街の携帯ショップ）で購入された方も、専売店にご相談ください。

まず電話で相談したい場合（主なキャリア）

<NTT ドコモとのご契約の場合>

総合お問い合わせ（ドコモインフォメーションセンター）

- ・一般電話などから 0120-800-000
- ・ドコモの携帯電話から 151

受付時間：9：00～20：00（年中無休）

<ソフトバンクとのご契約の場合>

総合案内

- ・一般電話などから 0800-919-0157
- ・ソフトバンクの携帯電話から 157

受付時間：9:00～20:00（年中無休）

紛失・故障受付

- ・一般電話などから 0800-919-0113
- ・ソフトバンクの携帯電話から 113

受付時間：9:00～20:00（年中無休）

ワイモバイル総合窓口（ワイモバイルカスタマーセンター）

- ・一般電話などから 0570-039-151
- ・ソフトバンクの携帯電話から 151

受付時間：9:00～20:00（年中無休）

<KDDI（au）とのご契約の場合>

総合案内（お客さまセンター）

- ・一般電話などから 0077-7-111
- ・auの携帯電話から 157

受付時間：9:00～20:00（年中無休）

紛失・故障受付（故障紛失サポートセンター）

- ・携帯電話、一般電話から 0120-925-919
- 受付時間：9:00～20:00（年中無休）

## 22 電力会社への手続

確  
認

大規模な風水害時には、風水害通報時に消防から東京電力パワーグリッド株式会社に連絡され、送電等の応急措置は実施されますが、引っ越し時等の電力停止（廃止）は契約している電力会社へ連絡し、手続をする必要があります。

また、電気配線の補修が必要な場合は、電気工事業者を早急に手配してください。住宅電気工事センターは、東京電力（株）（一財）関東電気保安協会及び（公社）全関東電気工事協会（神奈川県電気工事工業組合）で共同経営しており、電気の安全、安心をご家庭にお届けするため、電気設備の保安点検や軽微な手直しや電気安全に関する相談に応じるセンターです。工事に関してはお客さまと会員工事店との直接契約となります。

なお、お引っ越しされた場合は、改めて電力会社とのご契約が必要になります。

### 停電に関するお問い合わせ

#### 東京電力

・電話：0120-995-007

受付時間：9：00～17：00（休祝日を除く月～土曜日）

### 設備に関するお問い合わせ、又は東京電力でのご契約の方

#### 東京電力カスタマーセンター

・電話：0120-99-5776（相模原市内）

受付時間：9：00～17：00（休祝日を除く月～土曜日）

### 電気でお困りの場合

#### 相模原住宅電気工事センター

・電話：042-756-2971

受付時間：9：00～17：00（休祝日を除く月～金曜日）

## 23 ガス会社への手続

確  
認

### 【東京ガスをご使用の場合】

大規模な風水害時には、風水害通報時に消防から東京ガスに連絡され、応急措置は実施されますが、引っ越し時等の都市ガスの使用停止（廃止）は契約している東京ガスに連絡し、手続をする必要があります。

#### 問合せ先

東京ガスお客さまセンター(総合)

- ・ 電話：0570-002211
- ・ IP 電話、海外からのご利用等：03-3344-9100

インターネットからの申し込み

- ・ URL：<http://home.tokyo-gas.co.jp/summary/moving/index.html>

### 【LP ガスをご使用の場合】

建物ごとにガスを入れている販売店は異なります。

集合住宅や賃貸住宅の場合は、建物管理会社又は建物所有者にお問い合わせください。

戸建住宅の場合は、販売店にお問い合わせください。販売店が分からない場合は、建物に設置されている容器やガスメーターに連絡先が表記されていますので、そちらをご確認願います。

## 24 水道の手続

確  
認

### 手続の内容

引越しする場合は、水道の使用中止と使用開始の手続が必要です。

#### 【県営水道をご使用の場合】

##### 相模原市内への引越し

使用中止、使用開始ともに神奈川県営水道お客さまコールセンターで受け付けます。その他、口座振替の受付やクレジットカード払いへの申込み等を受け付けております。

##### 相模原市外への引越し

使用中止は、神奈川県営水道お客さまコールセンターで受け付けることができますので、現在お使いの水道のお客さま番号と転出日、精算方法（現地精算、口座振替、納入通知）、転出先（市外）の住所をお知らせください。転出先での使用開始手続については、所轄の水道局にご連絡ください。

##### 問合せ先

神奈川県営水道お客さまコールセンター 電話：0570-005959（ナビダイヤル）

受付時間：8:30～19:00（休祝日及び12/29～1/3を除く月～土曜日）

#### 【市営簡易水道（青根地域、名倉・牧野の一部の地域）をご使用の場合】

水道の使用を開始及び休止又は廃止しようとする場合は、給水装置使用開始(休止・廃止)届出書の提出が必要です。

また、水道使用者が変更になる場合は、給水装置所有（使用）者変更届の提出が必要です。

< ご注意 >

神奈川県営水道お客さまコールセンターで対応できかねるお申出内容につきましては、下記水道営業所へのおかけ直しをご案内する場合がございます。

相模原水道営業所 電話：042-755-1132

・対象地域

中央区全域、緑区相原、相原1丁目、相原2丁目、相原3丁目、相原4丁目、相原5丁目、相原6丁目、大島、大山町、上九沢、下九沢、田名、西橋本1丁目、西橋本2丁目、西橋本3丁目、西橋本4丁目、西橋本5丁目、二本松1丁目、二本松2丁目、二本松3丁目、二本松4丁目、橋本1丁目、橋本2丁目、橋本3丁目、橋本4丁目、橋本5丁目、橋本6丁目、橋本7丁目、橋本8丁目、橋本台1丁目、橋本台2丁目、橋本台3丁目、橋本台4丁目、東橋本1丁目、東橋本2丁目、東橋本3丁目、東橋本4丁目及び元橋本町に限る。

相模原南水道営業所 電話：042-745-1111

・対象地域：南区全域

津久井水道営業所 電話：042-784-4822

・対象地域：相模原水道営業所管轄区域及び青根、吉野（1番から1,690番まで及び2,110番から2,738番までを除く。）澤井（1番から1,745番まで、2,244番から2,506番まで、2,610番から2,616番まで及び2,632番から2,789番までを除く。）名倉（1番から656番まで、773番から1,656番まで、2,162番から2,742番まで及び4,143番から4,592番までを除く。）日連（1番から1,115番まで、1,147番から1,201番まで及び1,213番から2,097番までを除く。）牧野（4,818番、4,819番、4,826番から4,830番まで、4,841番から4,843番まで、4,914番、4,922番から4,928番まで、5,517番から5,519番まで、5,528番から5,530番まで、5,533番から5,556番まで、5,563番から5,587番まで、5,593番から5,598番まで及び5,635番から5,637番までを除く。）を除く。

【市営簡易水道（青根地域、名倉・牧野の一部の地域）をご使用の場合】

水道の使用を休止し、又は廃止しようとする場合は、給水装置使用開始(休止・廃止)届出書の提出が必要です。

問合せ先

津久井土木事務所 簡易水道班 電話：042-780-8210

受付時間：8:30～12:00、13:00～17:15（休祝日及び12/29～1/3を除く月～金曜日）

## 25 市営簡易水道使用料の減免

確  
認

### 支援の内容

市営簡易水道（青根地域、名倉・牧野の一部の地域）をご使用している生活の本拠に被害があった場合、一部又は全額が免除される場合があります。

#### 1 減免適用期間

減免適用期間は、申請書を受領した日の属する月分から 12 月分に相当する期間とする。

#### 2 減免の対象となる簡易水道使用料と減免額

(1) 罹災者が罹災地以外で生活をする場合 生活の本拠に係る簡易水道使用料の一部又は全額を免除

(2) 罹災者が罹災地で生活をする場合 罹災地に係る簡易水道使用料のうち基本額に消費税額を加えた額の一部又は全額を免除

### 必要なもの

減免申請書

罹災証明書の写し

### 問合せ先

津久井土木事務所 簡易水道班 電話：042-780-8210

受付時間：8:30～12:00、13:00～17:15（休祝日及び 12/29～1/3 を除く月～金曜日）

## 26 県営水道料金の減免

確  
認

### 支援の内容

令和元年東日本台風により県営水道の給水区域内の家屋が被災した方及び給水区域内の応急仮設住宅等に避難された方は、被害の程度により、減免される場合があります。

### 減免内容

#### 1 家屋が被災した方への支援

##### (1) 家屋が損壊や浸水等により水道の使用ができなくなったとき

令和元年 10 月分の水道料金の基本料金（1 か月 710 円）及びそれに係る消費税等相当額

被災日以降の水道は使用休止の取扱いとします。

##### (2) 被災した家屋の清掃等を行い、その家屋で引続き水道を使用しているとき

令和元年 10 月分を含む水道料金の基本料金（2 か月 1,420 円）及びそれに係る消費税等相当額

#### 2 被災した家屋から応急仮設住宅、又は公営住宅に避難された方への支援

家賃が免除される期間における水道料金の基本料金及びそれに係る消費税等相当額

### 提出書類

- 県営水道の「お客様番号」がわかる検針票等
- 罹災証明書
- 水道料金減免申請書

### 問合せ先

津久井水道営業所 電話：042-784-4822

相模原水道営業所 電話：042-755-1132

相模原南水道営業所 電話：042-745-1111

## 27 固定電話回線の手続 その1

確  
認

ご契約の通信事業者へお申し出ください。

仮住まいへの電話移設の必要がある場合は、その旨を依頼してください。

### 問合せ先と受付時間

#### <NTT 東日本とのご契約の場合>

##### 加入電話・INS ネット64をご利用の場合

- ・電話：(固定電話からのご相談) 116  
(携帯電話からのご相談) 0120-116000

受付時間：9:00～17:00(年末年始を除く土日・祝日も営業)

##### ひかり電話をご利用の場合

- ・電話：0120-116116
- 受付時間：9:00～17:00(年末年始を除く土日・祝日も営業)

#### <NTT ドコモとの契約(ドコモ光)の場合>

##### 総合お問い合わせ(ドコモ インフォメーションセンター)

- ・一般電話などから 0120-800-000
- ・ドコモの携帯電話から 151

受付時間：9:00～20:00(年中無休)

#### <KDDI (au) とのご契約の場合>

##### お客さまセンター

- ・一般電話などから 0077-777
- (上記番号がご利用になれない場合) 0120-22-0077

受付時間：9:00～20:00(年中無休)

## 27 固定電話回線の手続 その2

確  
認

<ソフトバンクとのご契約の場合>

おとくラインなどの電話サービスに関する問合せ

・ 電話：0120-917-221

受付時間：9:00～17:00（土日祝日、年末年始を除く）

SoftBank 光に関する問合せ

・ 電話：0800-111-2009

受付時間：10:00～19:00

Yahoo! BB SOHO に関する問合せ

・ 電話：0120-399-820

受付時間：10:00～19:00（土日祝日は一部休業）

SoftBank Air、Yahoo! BB ADSL、おうちのでんわに関する問合せ

・ 電話 0800-1111-820

受付時間：10:00～19:00（土日祝日は一部休業）

AOL 接続サービスに関する問合せ

・ 一般電話：0120-275-265

IP 電話：044-330-3520

受付時間：10:00～18:00（年始を除く）

ADSL-direct サービスに関する問合せ

・ 一般電話：0120-271-855

IP 電話：044-330-3606

受付時間：10:00～18:00（年始を除く）

ODN サービスに関する問合せ

・ 電話：0088-222-375

受付時間：10:00～17:00（年末年始を除く）

## 28 実印、印鑑登録証

確  
認

### 手続の内容

登録した印鑑や印鑑登録証(さがみはらカード)を紛失したが、印鑑登録証明書が必要な場合は、亡失の届出を行い、再度印鑑登録の申請を行う必要があります。原則、申請者本人による手続になりますが、代理人の場合でもお手続きいただける場合がございます。詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

### 印鑑のカードを紛失した場合

- ・ 本人確認書類(運転免許証、パスポート等顔写真付きのものに限る)
- ・ 登録している印鑑

顔写真付きの本人確認書類をお持ちでない場合は、必ず来庁前に担当窓口にて電話にてご相談ください

### 登録している印鑑を紛失した場合

- ・ 本人確認書類(免許証、健康保険証など)
- ・ 本人の印鑑登録証(さがみはらカード)
- ・ 本人の認印

### 一時的な発行禁止

登録した印鑑や印鑑登録証(さがみはらカード)を紛失した場合、印鑑登録証明書の発行を一時停止することができます。

本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)を持って来庁するか、電話で担当窓口へご連絡ください。代理人でも受け付けできます。

### 担当窓口

各区役所区民課

各まちづくりセンター(橋本、本庁地域、大野南まちづくりセンターを除く)

各出張所

牧野・佐野川連絡所(他の連絡所を除く)

所在地及び電話番号は巻末の「各連絡先一覧」を参照してください。

## 2.9 各種証明書の手数料免除

確  
認

被災を原因とする各種支援制度等の手続きに必要な住民票の写し、印鑑登録証明書、市・県民税課税（非課税・所得）証明書等の交付手数料を免除します。また、既にお支払いされた場合でも免除の対象となりますので下記担当窓口へご相談ください。

手数料を免除する証明書の種類

< 住民基本台帳関係 >

印鑑登録証明書、住民票の写し、住民票記載事項証明書、その他住民基本台帳に関する証明書

< 戸籍関係 >

戸籍全部（個人）事項証明書、除籍全部（個人）事項証明書、その他戸籍に関する証明書

< 税関係 >

市・県民税課税（非課税・所得）証明書、納税証明書（国民健康保険税を含む。）その他市税に関する証明書

必要なもの

- ・ 罹災証明書または罹災届出証明書（コピー可）
- ・ 窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（個人番号カード）、在留カード等）
- ・ 委任状（代理人が来られる場合）
- ・ 印鑑登録証またはさがみはらカード（印鑑登録証明書が必要な場合）

提出先および手続きを行う各種支援制度名が分かるものをお持ちください。

免除を行う期間

令和元年11月6日（水）から令和2年11月30日（月）まで

その他注意事項

- ・ 証明書交付申請書には、「利用目的（提出先）」を記入してください。
- ・ 郵送で請求される場合は罹災証明書または罹災届出証明書のコピーを同封してください。
- ・ コンビニ交付で取得した証明書については、申請時に罹災の事実及び利用目的を確認できないため、免除とすることができません。

担当窓口

< 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄本等に関する各種証明書 >

各区役所区民課、各区役所まちづくりセンター（橋本・本庁地域・大野南を除く。）、緑区役所各出張所、各連絡所

< 市税に関する各種証明書 >

市民税課、緑区税事務所、南市税事務所、各区役所まちづくりセンター（橋本・本庁地域・大野南を除く。）、緑区役所各出張所、各連絡所

< 国民健康保険税の各種証明書 >

国保年金課、城山・津久井・相模湖・藤野の各まちづくりセンター、緑区役所各出張所

## 30 災害廃棄物の出し方について

確  
認

### 支援の内容

東日本台風により罹災した家財等を災害廃棄物として清掃工場等に搬入する場合は、ごみ処理手数料を免除します。

ごみ処理手数料の免除を受けるためには、次の手続きが必要です。

- 1 罹災証明書又は罹災届出証明書の交付を受ける。
- 2 津久井クリーンセンター又は近隣の清掃工場に連絡し、事前協議する。
- 3 罹災証明書又は罹災届出証明書と運転免許証等の住所を確認できるものを持参の上、津久井クリーンセンター又は清掃工場に災害廃棄物を持込む。

なお、有害性・危険性のあるものなど、受け入れられないものがあります。

### 受付時間

南清掃工場及び北清掃工場：月曜～金曜の午前8時30分から午前11時45分まで及び  
午後1時から午後4時まで

津久井クリーンセンター：月曜～金曜の午前9時から午前12時まで及び午後1時から  
午後4時まで

### 担当窓口

南清掃工場 電話：042-748-1133

北清掃工場 電話：042-779-1110

津久井クリーンセンター 電話：042-784-2711

## 3.1 し尿及び浄化槽汚泥等処理手数料の減免

確  
認

### 支援の内容

風水害で家屋等が罹災したときに、し尿及び浄化槽汚泥等の処理を依頼する場合は、手数料が減免されることがあります。

減免を受けるためには、次の手続が必要です。

- 1 罹災証明書の交付を受ける。
- 2 相模台収集事務所又は津久井クリーンセンターに連絡し、事前協議する。

### 対象となる方

- 1 風水害により家屋が全壊又は半壊した方
- 2 家屋が床上浸水又は床下浸水により被害を受けた方

### その他注意事項

罹災証明書の提出が必要です。

### 担当窓口

相模台収集事務所（旧相模原市域の方） 電話：042-742-0042  
津久井クリーンセンター（津久井地域の方） 電話：042-784-2711

## 32 台風により滅失等した家屋・償却資産に代わる家屋・償却資産に対する特例

確認

令和元年房総半島台風・東日本台風の災害により、所有する家屋・償却資産に被害を受けた場合、固定資産税・都市計画税が減額される特例が適用される場合があります。

被災した家屋の代わりに取得した家屋に対する特例：

災害により滅失・損壊した家屋（被災家屋）の所有者が、その家屋に代わる家屋（代替家屋）を令和元年9月9日から令和6年3月31日までの間に取得した場合には、代替家屋に係る税額のうち被災家屋の床面積に相当する分について、申告により取得した年の翌年度から4年度分を2分の1に減額します。

申告用紙や添付書類など、詳細についてはお問い合わせください。

問合せ先：

資産税課 家屋評価班 電話 042-769-8224

被災した償却資産の代わりに取得した償却資産に対する特例：

令和元年房総半島台風・東日本台風の災害により滅失・損壊した償却資産の所有者が、その償却資産に代わる償却資産を令和元年9月9日から令和6年3月31日までの間に取得し、又は改良した場合には、申告により取得した年の翌年度から4年度分の課税標準額を2分の1とします。

申告用紙や添付書類など、詳細についてはお問い合わせください。

問合せ先：

資産税課 償却資産班 電話 042-769-8264

### 33 医療機関の受診や 介護サービスを利用する際の特例 (自己負担の免除)

確  
認

#### 内容

相模原市国民健康保険・介護保険、神奈川県後期高齢者医療、協会けんぽに加入している場合、次の～のいずれかに該当する方は、免除証明書を医療機関、介護サービス事業所等の窓口で提示することで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について、支払いが不要となります(令和2年9月末まで)。

- 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- 主たる生計維持者の行方が不明である方
- 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。医療証・公費医療受給者証をお持ちの方も、医療機関を受診する際の特例が適用されます。

#### 必要書類

#### 免除申請書

上記の内容～の状況が確認できる書類の添付が必要です。

#### 問合せ先

- ・国民健康保険に関すること 国保年金課 給付班 電話：042-769-8235
- ・後期高齢者医療に関すること 国保年金課 後期高齢班 電話：042-769-8231
- ・介護に関すること 介護保険課 電話：042-769-8321

上記以外の保険に加入の方は、各保険者にお問い合わせください。

## 34 国民年金保険料の免除・納付猶予

確  
認

### 支援の内容

災害等で大きな被害を受けたことにより納付が困難な場合、申請をして承認されると保険料の全額が免除される制度（特例免除）があります。

### 対象となる方

被保険者・配偶者等の所有する住宅、家財その他の財産につき、被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）が、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けられた方が対象となります。

### 必要なもの

- 1 本人確認書類
- 2 年金手帳または基礎年金番号がわかるもの(納付書等)
- 3 国民年金保険料免除・納付猶予申請書  
書類は、窓口にご用意しております。
- 4 国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届  
書類は、窓口にご用意しております。  
「被災状況届」は、被災による損害状況(財産等におおむね2分の1以上の損害があること)を確認するため、財産等の金額及び損害額等の必要事項を記入してください。
- 5 「罹災証明書」、または「被害農林漁業者等と認定された被害認定書の写し」  
罹災証明書等により損害の程度が確認できる場合は「被災状況届」の提出は不要です。
- 6 保険金・損害賠償金等の支給金額等を確認できる証明書の写し  
保険金・損害賠償金等が支給される場合は必要となります。
- 7 認印(本人が署名する場合は不要)  
ご本人以外の方が提出する場合は、本人からの「委任状」が必要となります。

### 担当窓口

国保年金課

緑区役所区民課

南区役所区民課

各まちづくりセンター（橋本・本庁地域・大野南を除く）

各出張所

所在地及び電話番号は巻末の「各連絡先一覧」を参照してください。

窓口にお越しになれない場合は、郵送による申請が可能ですので、日本年金機構 相模原年金事務所へご相談ください。

日本年金機構 相模原年金事務所

- ・ 所在地：〒252-0388 相模原市南区相模大野 6-6-6
- ・ 電話：042-745-8101
- ・ 受付時間： 8:30～17:15（土日祝日、12/29～1/3を除く月～金曜日）  
時間延長：週始めの開所日 17:15～19:00

## 35 介護保険料の減免

確  
認

### 支援の内容

下記減免事由により、対象となる方は減免が受けられます。

### 対象となる方

	減免事由	減免割合
1	現に居住する住宅に損害を受けた場合	2分の1～全額
2	世帯の生計維持者が死亡した、障がい者となった、又は重篤な傷病を負った場合	全額
3	世帯の生計維持者の事業収入等に一定以上の減少が見込まれる場合	収入の減少率によって異なります

罹災証明書の被害の程度が「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」に限る。

### 対象となる保険料

令和元年10月から令和2年3月までの納期にかかる保険料

(国の財政支援の延長により、令和2年9月までの納期にかかる保険料も対象となります。)

### 必要なもの

介護保険料減免申請書(申請者1人につき1枚必要です。)

添付書類(写し可)(減免事由により異なります。)

1の場合 罹災証明書

2の場合 死亡診断書、身体障害者手帳又は精神障害者手帳、医師の診断書等

3の場合 収入減少の原因がわかるもの(離職証明書、解雇通知書、休業・廃業に関する届出書など)、世帯全員の平成30年の収入と令和元年(平成31年)の収入見込が分かる書類、保険金及び損害賠償等により補填される金額を確認できるもの

### 申請窓口

介護保険課(郵送申請も可)、各区の高齢・障害者相談課  
城山・津久井・相模湖・藤野の各保健福祉課

### 担当窓口

介護保険課 電話：042-769-8321

## 36 国民健康保険税の減免

確  
認

### 支援の内容

下記減免事由により、対象となる方は減免が受けられます。

### 対象となる方

	減免事由	減免割合
1	現に居住する住宅に損害を受けた場合	2分の1～全額
2	世帯の生計維持者が死亡した、又は重篤な傷病を負った場合	全額
3	世帯の生計維持者の事業収入等に一定以上の減少が見込まれる場合	収入の減少率によって異なります

罹災証明書の被害の程度が「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」に限る。

### 対象となる保険税

令和元年10月から令和2年3月までの納期にかかる保険税

### 必要なもの

国民健康保険税減免申請書（1世帯につき1枚必要です。）

添付書類（写し可）（減免事由により異なります。）

1の場合 罹災証明書

2の場合 死亡診断書、医師の診断書等

3の場合 収入減少の原因が分かるもの（離職証明書、解雇通知書、休業・廃業に関する届出書など）、加入者全員の令和元年の見込収入が分かるもの（保険金及び損害賠償等により補填される金額を確認できるものを含む）

### 担当窓口

国保年金課、緑区役所区民課、南区役所区民課

城山・津久井・相模湖・藤野の各まちづくりセンター

所在地及び電話番号は巻末の「各連絡先一覧」を参照してください。

## 37 後期高齢者医療保険料の減免

確  
認

### 支援の内容

災害等により被保険者の生活の本拠である住宅に甚大な被害を受けた場合には、申し出により市が発行する申請書への記入及び罹災証明書(写し可)の提出により保険料の減免の措置が講じられる場合があります。

### 担当窓口

国保年金課 後期高齢班 電話：042-769-8231

## 38 公共下水道使用料、 農業集落排水処理施設使用料、 市設置高度処理型浄化槽使用料 の減免

確  
認

### 支援の内容

生活の本拠に被害があった場合、一部又は全額が免除される場合があります。

#### 1 減免適用期間

減免適用期間は、申請書を受領した日の属する月分から12月分に相当する期間とする。

#### 2 減免の対象となる下水道使用料と減免額

- (1) 罹災者が罹災地以外で生活をする場合 生活の本拠に係る下水道使用料の全額を免除
- (2) 罹災者が罹災地で生活をする場合 罹災地に係る下水道使用料のうち基本額に消費税額を加えた額を免除

### 必要なもの

減免申請書

罹災証明書の写し

### 担当窓口

下水道料金課料金第1班 電話：042-769-8376

## 39 郵便局への転居届

確  
認

### 手続の内容

お引越の際には、お近くの郵便局の窓口で転居届を出しておくと、届出日から1年間、旧住所あての郵便物等が新住所に無料で転送されます。

### 個人の手続に必要なもの

転居届用紙（窓口にあります）

印鑑

本人確認書類（旧住所が確認できる運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードや住民票等）

### 会社、団体等の手続に必要なもの

転居届用紙（窓口にあります）

印鑑

社員証、各種健康保険証等窓口へお越しになる方と会社、団体等との関係が分かるもの。

（転居届の「提出者氏名」欄には、代表者の氏名の記入及び押印が必要です。）

### 担当窓口

各郵便局

更新を希望される際には、再度お近くの郵便局の窓口で転居届をお出しください。

## 40 損傷した現金の引換え その1

確認

お札や硬貨は、損傷したり一部しか残っていなかったりした場合などでも、法令に定める基準を満たせば日本銀行の本店又は支店で新しいお札に引換えることができます。

日本銀行は、手数料を徴収することなく損傷現金の引換えを行います。

### 損傷現金の引換え基準

お札	お札の「表・裏両面があること」を条件に、残っている面積を基準として引き換えられる。灰になった銀行券は、その灰が銀行券であることが確認できれば面積に含む。
	面積の3分の2以上が残っているもの 全額として引き換え
	面積の5分の2以上3分の2未満が残っているもの 半額として引き換え
	面積の5分の2未満しか残っていないもの 価値はなく失効
硬貨	硬貨の「模様の認識ができること」を条件に、量目(重さ)を基準として引き換えられる。ただし、災害その他やむを得ない事由により量目(重さ)が減少した貨幣については、下記の基準にかかわらず、模様の認識ができることを条件に額面価格の全額をもって引換えられる。
	金貨で量目の98%以上のもので 全額として引き換え
	金貨以外の硬貨で量目の2分の1を超えるのもので 全額として引き換え

### 損傷現金の持込時の整理等

お札	シュレッダー等により細かく裁断されたものを含め、破れた銀行券についてはできる限り各片を貼り合わせる。その際、記番号の確認、模様の突合、色合いの確認等を行い、異なった銀行券の片を貼り合わせないように注意する。
	濡れた銀行券については、できる限り1枚ずつの状態乾燥させる。
	付着物は、できる限り取り除く。
	焼損等により破碎のおそれのある現金は、粉々な状態になると、失効と判断することがある。箱に入れる等、できる限り原形を崩さぬように持ち込む。
硬貨	汚れのひどいものは、水洗いのうえ乾燥させる。
	金属片、プラスチック等の付着物はできる限り取り除く。

## 40 損傷した現金の引換え その2

確認

### 引換依頼窓口

日本銀行（本店）

- ・所在地：東京都中央区日本橋本石町 2-1-1
- ・電話：03-3279-1111（代表）

日本銀行横浜支店

- ・所在地：横浜市中区日本大通 20-1
- ・電話：045-661-8141（発券課）

相模原市内に日本銀行の支店はございません。

### 引換手続等

引換えは、予約が必要です。事前に電話連絡のうえ、来店日時を調整してください。引換依頼（来店）時には、日本銀行所定の書類に必要事項を記入のうえ、提出が必要です。その際、引換えを依頼される方の同意を得たうえで、本人確認がありますので、運転免許証や国民健康保険証などの準備をしてください。なお、罹災証明書の提出は不要です。

### 手数料

日本銀行は、手数料を徴収することなく損傷現金の引換えを行います。

### ホームページ

日本銀行が行う損傷現金の引換えに関しては、日本銀行のホームページに掲載しています。

日本銀行HP <http://www.boj.or.jp/>

ホーム > 日本銀行について > 各種窓口・手続 > 損傷したお金の引換え窓口 >

日本銀行が行う損傷現金の引換えについて

日本銀行横浜支店HP <http://www3.boj.or.jp/yokohama/index.html>

ホーム > 支店のご紹介 > 各課の仕事 1（発券課）

## 41 建物滅失登記

確  
認

### 手続の内容

建物滅失登記とは、建物が取り壊される等、建物が実際に無くなったときに行う登記手続のことです。

### 対象となる方

- ・ 所有している建物を取り壊した方
  - ・ 地震や風水害等の災害により所有している建物が滅失してしまった方
- その他の具体例
- ・ 建物が存在しないのに登記簿上だけ残っているような場合（取壊し原因が滅失・不明等を含む）
  - ・ 以前に建物を取り壊して、現在、他の建物が同じ場所に建っていて、以前の建物の建物滅失登記が未了の場合

### 登記相談予約について

登記相談は予約制です。登記申請手続の相談を希望される場合は、事前に電話によりお申込みください。

### その他注意事項

- ・ 滅失時は、「罹災証明書」の提出が必要となり、それ以外にもケースにより必要書類が追加となる場合があります。
- ・ 建物の滅失の日から 1 か月以内の登記申請義務があります。

### 問合せ先

滅失した建物の所在地を管轄している法務局

### 横浜地方法務局相模原支局

- ・ 所在地：相模原市中央区富士見 6 - 1 0 - 1 0（相模原地方合同庁舎）
- ・ 電話：042-753-2110
- 取扱時間：8:30～17:15（土日祝日、12/29～1/3を除く月～金曜日）

## 42 登記済証、登記識別情報を紛失した場合

確  
認

東日本台風に伴う災害により家屋への浸水などの被害により権利証（登記済証・登記識別情報通知証）を紛失された場合もあると考えられます。しかし、この権利証の紛失によって不動産（土地・建物）の所有権等の権利を失うことはありません。

権利証は、登記の申請をする際に、本人確認資料として登記所に提出していただくのですが、登記をするには、権利証のほかに、所有者の印鑑証明書等の本人確認資料も必要となりますので、権利証を紛失しただけで、直ちに所有権の移転の登記や抵当権の設定の登記が不正にされるなどして、登記記録上の権利関係が変わることはありません。

また、権利証を紛失したからといって不動産の売却等の処分をすることができなくなるわけでもありません。

なお、紛失した権利証を再発行することはできませんが、不正な登記がされることを予防する方法として、不正登記防止申出制度がありますので、詳しくは、最寄りの登記所にご相談ください。

「令和元年東日本台風に伴う災害」により土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失した場合について」（令和元年10月14日法務省民事局）より一部抜粋

### 問合せ先

横浜地方法務局相模原支局

・所在地：相模原市中央区富士見6-10-10（相模原地方合同庁舎）

・電話：042-753-2110

取扱時間：8:30～17:15（土日祝日、12/29～1/3を除く月～金曜日）

## 43 放送受信料の免除

確  
認

次の内容は内閣府作成の「被災者支援に関する各種制度の概要」(平成30年11月1日現在)から転載しています。

### 制度の内容

災害により被害を受けた受信契約者の放送受信料が一定期間免除されることがあります。

### 活用できる方

受信契約の住所の建物が、半壊・半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた方

### お問い合わせ

日本放送協会 電話：0570-077-077(北ダイヤル)

利用できない場合は

050-3786-5003

## 4.4 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

確  
認

### 支援の内容

商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会（以下「商工会議所等」という。）の実施する経営指導を受ける小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。

- ・貸付限度額 2,000万円
- ・貸付金利 1.11%（平成30年11月1日現在）

日本政策金融公庫へ支払った約定利子の5割を限度に市が3年間補助します。

### 対象となる方

次に掲げる1及び2の要件を満たす方

#### 1 小規模事業者

常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人以下）の法人・個人事業主

#### 2 商工会議所等の経営指導を受けているなどの要件を満たしている方

### 担当窓口

相模原商工会議所 電話：042-753-8135

城山商工会 電話：042-782-3338

津久井商工会 電話：042-784-1744

相模湖商工会 電話：042-684-3347

藤野商工会 電話：042-687-2138

## 45 災害復旧貸付

確  
認

### 支援の内容

災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫が事業復旧のための運転資金及び設備資金を融資します。

災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行います。

日本政策金融公庫の災害復旧貸付の貸付限度額等は次のとおりです。

#### 国民生活事業

貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に上乗せ3千万円
償還期間	適用する各貸付制度の貸付期間に準じる 普通貸付を適用した場合は10年以内（うち2年以内の据置可能）

#### 中小企業事業

貸付限度額	別枠で1億5千万円以内
償還期間	15年以内（うち2年以内の据置可能）

沖縄振興開発金融公庫においては、日本政策金融公庫（国民生活事業、中小企業事業）の制度の内容に準じる。

その他の条件等詳しくは各機関にご確認ください。

### 対象となる方

中小企業・小規模事業者等

### 担当窓口

日本政策金融公庫 厚木支店 電話：046-297-5071

## 46 高度化事業（災害復旧貸付）

確  
認

### 支援の内容

大規模な災害により被害を受けた事業用施設を中小企業者が共同で復旧する場合、都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構が必要な資金の一部の貸付けを行います。

- ・ 貸付割合：90%以内
- ・ 償還期間：20年以内（うち3年以内の据置可能）
- ・ 貸付利率：無利子

### 対象となる方

共同で施設等の復旧のために土地、建物、構築物、設備の復旧を行う事業協同組合等

### 担当窓口

神奈川県 中小企業部金融課 資金貸付グループ 電話：045-210-5681

## 47 中小企業融資制度(セーフティネット保証4号)

確  
認

### 支援の内容

突発的災害(自然災害等)の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者が、市融資制度取扱金融機関から経営安定支援資金の融資を受けた場合に、その利子の一部を補助します。また、神奈川県信用保証協会へ支払った信用保証料の一部を市で補助します。

### 対象となる方

次に掲げる 及び に該当する中小企業者

指定地域において本店登記地(個人事業主の方は主たる事業所)があり、1年以上継続して事業活動を行っていること。

東日本台風の発生に起因して、当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

市融資制度取扱金融機関へ融資のお申込みの際は、市が発行する認定書が必要です。

### 認定書の発行に必要な書類

- 1 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書(セーフティネット4号) 両面印刷で2部提出
- 2 売上高及び売上見込み計算表
- 3 商業登記簿謄本(=履歴事項全部証明書)、個人の場合確定申告書と住民票
- 4 法人市民税(個人の場合市民税)納税証明書又は領収書
- 5 代表者印(個人の場合実印)とヨコ判(お持ちの場合)
- 6 認定基準を満たす売上高の減少が分かる資料(試算表等)
- 7 許認可証等の写し(行政庁による許認可等が必要な業種の場合)

1及び2の書式については、相模原市ホームページよりダウンロード可

### 担当窓口

産業支援課 企業支援班 電話：042-769-8237

## 48 災害関係保証

確  
認

### 支援の内容

災害により事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産等に倒壊等の直接的な被害を受けた中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行います。

融資額の全額を保証（100%）、保証料率は信用保証協会所定

無担保8千万円、最大で2億8千万円まで一般保証及びセーフティネット保証4号とは別枠で利用できます。

### 対象となる方

災害により、事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に倒壊等の直接的な被害を受けた方

（市町村等が発行する罹災証明書が必要となりますが、提出していただく時期につきましては柔軟に対応いたしますので、ご相談ください。）

### 担当窓口

神奈川県信用保証協会 相模原支店 電話：042-752-0575

## 49 令和元年房総半島台風・東日本台風 特別支援融資

確  
認

### 支援の内容

令和元年房総半島台風・東日本台風により影響を受けた中小企業の方の、事業再建に活用する資金を支援する制度です。設備資金の保証期間は最長 15 年で、保証料負担軽減等を行います。

### 対象となる方

令和元年房総半島台風・東日本台風により設備等の破損・遺失等の被害を受け、罹災証明書が発行された中小企業及び協同組合等

### 担当窓口

神奈川県 中小企業部金融課 融資グループ 電話：045-210-5677

## 50 信用保証制度（セーフティネット保証4号）

確  
認

### 支援の内容

自然災害等の突発的事由（豪雨、地震、台風等）により経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行います。

融資額の全額を保証（100%）、保証料率は信用保証協会所定（1.0%以内）。  
無担保8千万円、最大で2億8千万円まで一般保証とは別枠で利用できます。

### 対象となる方

次に掲げる（イ）、（ロ）の両方に該当する事業者（間接的な被害を受けた方も含む）

（イ）指定地域（災害救助法適用又は都道府県から指定の要請があつて、国が認めた地域）において1年間以上継続して事業を行っていること。

（ロ）災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）

### 担当窓口

神奈川県信用保証協会 相模原支店 電話：042-752-0575

## 5.1 (株)日本政策金融公庫による資金貸付

確  
認

### 支援の内容

自然災害による被害を受けた農林漁業者に対して資金の貸付けを行います。

### 対象となる方

自然災害による被害を受けた農林漁業者

### 主な資金制度（利率は変動するためお問い合わせください）

資金名	資金の使いみち	融資限度額	融資期間 (うち据置期間)
農林漁業施設資金 (災害復旧施設)	災害を原因とする農 林漁業施設の被害の 復旧に必要な資金	負担額の80%又は 1施設あたり300 万円(特例1施設あ たり600万円(1 ))のいずれか低い 額	15年以内 (3年以内)
農林漁業セーフティ ネット資金(災害)	災害により被害を受 けた経営の再建に必 要な資金	【一般】 600万円以内 【特認】(2) 年間経営費等の 6/12以内	10年以内 (3年以内)

- 1 融資限度額を引き上げなければ当該災害復旧の実施が困難と認められる場合に適用
- 2 簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用

### 提出書類

#### ○罹災証明書

(罹災証明書をもとにご相談ください。申請に必要な書類は、別途ご案内があります。)

### 担当窓口

日本政策金融公庫横浜支店 農林水産事業 電話：045-641-1841

## 5.2 東日本台風に伴う災害に関する相談窓口（事業者の方向け）

確認

### 支援の内容

令和元年東日本台風に伴う災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者や農林事業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談を受付けています。

（受付時間は平日午前9時から午後5時まで）

### 担当窓口

・日本政策金融公庫 厚木支店 電話：046-297-5071

<http://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/index.html>（日本政策金融公庫）

## 53 中小企業組合共同施設等災害復旧事業

確  
認

### 対象となる方

事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合、商工組合、商工組合連合会

### 支援の内容

令和元年東日本台風により被害を受けた、事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する経費（本工事費、附帯工事費、設備費）を補助します。

#### 【対象施設】

組合の共同施設（倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、それらに付随する設備）

#### 【補助率】

中小企業組合等が行う共同施設の災害復旧事業に要する費用の3 / 4  
（国が1 / 2、県が1 / 4）

#### 【募集期間】

未定（決まり次第中小企業庁HP等でお知らせします）

令和元年東日本台風以降、交付決定前に実施した施設復旧にも遡及適用が認められる場合があります。

都県において、予算が成立することが前提になります。

### 問合せ先

中小企業庁 経営支援課 電話：03 - 3501 - 1763

## 5.4 雇用調整助成金 (房総半島台風・東日本台風に伴う特例)

確  
認

### 支援の内容

台風に伴う「経済上の理由」により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成します。

助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成(率) <small>対象労働者1人1日当たり 8,335円 が上限です。(令和元年8月1日現在)</small>	1 / 2 【2 / 3】	2 / 3 【4 / 5】
教育訓練を実施したときの加算(額)	1人1日当たり1,200円	
支給限度日数	1年間で100日(3年間で150日) 【1年間で300日(3年間で150日の制限とは別枠で受給可能)】	

【 】内は、休業等の初日が令和元年10月12日から令和2年4月11日までの間にある場合

台風に伴う「経済上の理由」とは

風水害による直接的な被害そのものは経済上の理由に当たりませんが、災害に伴う以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。

(経済上の理由例)

- ・取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない
- ・交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない
- ・電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない
- ・風評被害により、観光客が減少した
- ・施設、設備等の修理業者の手配や修理部品の調達が困難で、早期の修復が不可能

対象となる方

台風に伴う「経済上の理由」により休業等を行う事業主

雇用保険の適用事業所であること等の要件がありますので、詳細については、下記の問合せ先にお尋ねください。

問合せ先

神奈川労働局(神奈川助成金センター) 電話: 045-277-8815

## 5.5 厚生年金保険料等の口座振替の停止等

確  
認

### 制度の内容

保険料の口座振替を利用されている事業所や船舶所有者について、被災により保険料納付が困難な場合は、口座振替の停止をすることができます。口座振替実施日(毎月20日頃送付される納入告知書をご覧ください)の5営業日前までに管轄の年金事務所にご連絡いただくか、4営業日前から前日までは直接、振替先の金融機関本支店に停止のご相談をお願いいたします。

口座振替を停止された場合、納付書が別途送付されます。

口座振替を停止する場合はその都度ご連絡が必要となりますので、ご注意ください。

### 厚生年金保険料等の納付が困難な場合について

災害等の影響により、保険料の納付が困難な場合は、管轄の年金事務所に申請をいただくことにより、「納付の猶予」を受けることができます。

「納付の猶予」を受けた場合は、猶予期間内において滞納処分の執行を受けず、延滞金の全部又は一部が免除されます。

#### ○災害による納付の猶予...災害のやんだ日から2か月以内に申請が必要

災害により財産に相当な損失を受けた場合、対象保険料の全額が納付期限から1年以内に限り「災害による納付の猶予」が認められることがあります。

#### ○通常の納付の猶予...猶予該当事実発生後速やかに申請が必要

災害による事業の悪化等により、一時に保険料を納付することが困難であると認められる場合は、その納付困難な額を限度として1年以内に限り「通常の納付の猶予」が認められることがあります。

### 対象となる方

厚生年金保険料等を納付されている事業主、船舶所有者

### 問合せ先

日本年金機構 相模原年金事務所

・所在地：〒252-0388 相模原市南区相模大野 6-6-6

・電話：042-745-8101

受付時間：8:30～17:15（土日祝日、12/29～1/3を除く月～金曜日）

時間延長：週始めの開所日 17:15～19:00

## 56 生活福祉資金等の貸付け

確  
認

### 1 生活福祉資金貸付（緊急小口資金[特例]）

#### 支援の内容

貸付額 10万円以内（ただし、避難先にいる世帯人数が4名以上、又は介護が必要な方がいるなど、個別の状況に応じて20万円までお貸付けできる場合もあります。）

無利子、据置期間 貸付けの日から1年以内、返済期間2年

#### 適用条件

令和元年房総半島台風及び東日本台風により災害救助法の適用となった地域及び都道府県知事により特例措置が必要として設定された地域に住所を有し、当面の生活費を必要とする世帯（神奈川県内居住者又は神奈川県内避難者に限ります。）

#### 必要書類

- ・ご本人の身分確認ができるもの（運転免許証、健康保険証等）、印鑑、貸付金の振込先と指定する金融機関口座の通帳、キャッシュカード、罹災証明書等

### 2 生活福祉資金貸付（福祉費[災害を受けたことにより臨時に必要な経費]）

#### 支援の内容

貸付金150万円を上限（据置期間6か月以内、返済期間7年、連帯保証人ありの場合無利子、連帯保証人なしの場合年利1.5%）とし、災害による被害を受け復旧に必要な経費の貸付けを行います。

#### 適用条件等

低所得世帯（収入基準あり）。原則として、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、適用除外になります。

被災から6か月以内の申込みに限ります。

#### 必要書類

住民票（世帯全員分）、世帯員の収入状況が確認できる書類、罹災証明書、修繕や補修経費の見積書等、被災状況のわかる写真等、印鑑・実印、印鑑証明書

#### 問合せ先

相模原市社会福祉協議会

所在地及び電話番号は巻末の「各連絡先一覧」を参照してください。

## 57 生活困窮者自立支援制度

確  
認

様々な事情により経済的に困りの人の相談を受け、就職、住居、家計管理、子どもの学習など、一人ひとりの状況に合った支援を行います。

### 支援の内容

#### 1 自立相談支援

失業等で生活にお困りの人、生活が不安定な人などから支援員が相談を受け、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

#### 【自立支援相談窓口】

緑 区 シティ・プラザはしもと6階（市総合就職支援センター内） 042-774-1131  
城山・津久井・相模湖・藤野総合事務所で出張相談を行っています。  
詳しくは緑区の窓口へお問い合わせください。

中央区 あじさい会館5階 042-769-8206

南 区 南保健福祉センター1階 042-701-7717

受付時間 月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～5時（祝日等除く）

お住まいの区の窓口にご相談ください。

#### 2 住居確保給付金の支給

離職などにより住居を失った人、又は失うおそれの高い人には、就職に向けた活動などを条件として、一定期間、家賃相当額を支給します。（支給要件があります。）

生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

#### 3 就労支援

仕事を探している人には、就労に向けた支援を行います。

#### 4 家計改善支援

家計に関する課題の解消や、自ら家計を管理できるように支援を行います。

#### 5 一時生活支援

住居がなく、所得が一定水準以下の人に対して、一定期間に宿泊場所や衣食の提供等を行いながら、自立した生活に向けて、就労や家計相談など個々の課題解消と居宅生活への支援を行います。

#### 6 その他

これらの支援のほか、個々の状況に応じた支援を行います。

### 担当窓口

緑生活支援課 電話：042-775-8809

中央生活支援課 電話：042-707-7056

南生活支援課 電話：042-701-7720

## 58 生活保護制度

確  
認

生活保護は、憲法第 25 条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」に基づき、高齢、病気、離婚や失業など様々な事情で生活に困窮した場合に、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、自立を支援する制度です。

### 支援の内容

その世帯の構成や年齢により国が定めた最低限度の生活費とその世帯の手持金や預貯金、年金や就労等収入との対比を行い、収入が不足している場合に生活保護が受給開始となり、収入の不足分に対して生活保護費を支給することとなっております。

### 申請方法

生活保護制度の利用を希望される人は、お住まいの各区福祉事務所（緑生活支援課・中央生活支援課・南生活支援課）にご相談ください。

生活保護制度の説明をさせていただくとともに、生活困窮者自立支援制度、各種社会保障施策等の活用についてもご案内いたします。

### 担当窓口

- ・緑区（津久井・相模湖・藤野地区を除く）にお住まいの方の場合  
緑福祉事務所（緑生活支援課） 電話：042-775-8809
- ・緑区（津久井・相模湖・藤野地区）にお住まいの方の場合  
緑福祉事務所（緑生活支援課保護第3班） 電話：042-780-1407
- ・中央区にお住まいの方の場合  
中央福祉事務所（中央生活支援課） 電話：042-707-7056
- ・南区にお住まいの方の場合  
南福祉事務所（南生活支援課） 電話：042-701-7720

## 59 避難先の市立小・中学校等への就学

確  
認

### 内容

住民登録地を変更せずに一時的に避難する場合、居住地に基づいて避難先の市立小・中学校等に通うことができます。

### 手続の内容

居住地に基づく就学願申立書を提出の上、就学を希望する学校の学校長との面談が必要です。

### 必要書類

- ・居住地がわかるもの

【例】・居住地の賃貸借契約書等の写し

- ・同居されている方が記入した同居証明書 等

上記以外にも必要な書類がある場合があります。詳しくは事前にお問い合わせください。

### 担当窓口

学務課 学務班 電話：042-769-8282

## 60 学校教材の補填

確  
認

### 内容

- (1) 災害により喪失・損傷した教科書及び学用品を補填できる場合があります。
- (2) 災害により喪失・損傷した副読本等（市教育委員会で発行しているもの）を補填できる場合があります。

### 必要書類

- (1) なし
- (2) なし

### 手続等

在籍している市立小・中学校等にご相談ください。

### 担当窓口

- (1) (教科書) 学務課 学務班 電話：042-769-8282  
(学用品) 学務課 学校経理班 電話：042-769-9263
- (2) 教育センター 電話：042-756-3647

## 61 市立小・中学校等の就学支援制度

確  
認

お子さんの相模原市立小・中学校（義務教育学校、中等教育学校前期課程を含みます。）への就学にあたり経済的な理由でお困りの方に対して、学用品費や給食費などを援助します。

### 援助を受けられる方

- 1 収入が少ない人（所得上限、審査があります。）
- 2 次のいずれかに該当する人
  - ア．母子世帯などに対する児童扶養手当を受けている人（児童手当、特別児童扶養手当は対象となりません。）
  - イ．生活保護が停止または廃止となった人
  - ウ．収入のある人全員に障害があり、市民税非課税の人、または寡婦・寡夫で収入のある人全員が市民税非課税の人
  - エ．災害により市民税・固定資産税・個人事業税のいずれかが減免された人
  - オ．国民健康保険税が減免または徴収猶予された世帯に属する人
  - カ．世帯全員の国民年金の掛金が減免された人
  - キ．社会福祉協議会から生活福祉資金の貸付を受けた人（低所得世帯で貸付をけた世帯に限ります。）

上記以外の理由により援助を必要とされる場合で、同一生計の家族全体の収入が限度額以下の方などは対象となる場合がありますので、担当窓口にご相談ください。

### 援助の内容

学用品費・通学用品費、新入学児童・生徒学用品費（入学準備金）、給食費、校外活動費、修学旅行費、通学費

### 提出書類・提出先等

提出書類・提出先等は、通っている学校から配付される「就学奨励金申請のご案内・就学奨励金交付申請書」をご覧ください。担当窓口にお問い合わせください。

### 担当窓口

学務課 就学支援班 電話：042-769-9262

## 6.2 高校生向けの給付型奨学金

確  
認

### 内容

経済的理由により高等学校等（高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校・専修学校高等課程のいずれかの学校で、特別支援学校は除きます）への修学が困難な方に奨学金を給付します。

	高等学校等入学「前」の申請	高等学校等入学「後」の申請
資格要件 (一部)	(1)「生徒(学生)」及び「保護者」が本市に居住している方 (2)「生徒(学生)」「保護者」及び「生徒(学生)と住民票で同一の世帯の全ての方」が、「市(区町村)民税の所得割額が0円」の方で、「生活保護」を受給していない方 災害により自身の居住用の家屋等が被害を受けた場合等により所得が著しく減少し、市(区町村)民税の所得割額全額の減免決定を受けた場合も対象になります。	(3)平成30年4月1日以降に高等学校等に入学した方で、継続して在学し、卒業を目指す意欲のある方
申請時期	中学3年次の11～3月頃	毎年6～2月
申請書類 (全員提出)	奨学金給付申請書（在学している中学校長の推薦が必要です）	奨学金給付申請書 在学（在籍）証明書
(該当する人が提出)	【当該年度の市(区町村)民税が相模原市以外の自治体で決定された場合】 次のいずれかの書類 ・ 当該年度の「市(区町村)民税課税(非課税)証明書」の写し ・ 当該年度の「市(区町村)民税額等の税額決定通知書」の写し 【当該年度の市(区町村)民税の減免決定を受けて申請する場合】 次の両方の書類 当該年度の「市(区町村)民税減免決定通知書」の写し 当該年度の減免後の「市(区町村)民税額等の税額(変更)決定通知書」の写し	
給付額	(1)入学支度金 20,000円 (2)修学資金 最大100,000円(年額)	(1)修学資金 最大100,000円(年額) (初年度は申請の時期等により変わります)

### 担当窓口

学務課 就学支援班 電話：042-769-9262

## 6.3 高等学校の授業料等の減免措置

確  
認

次の内容は内閣府作成の「被災者支援に関する各種制度の概要」(令和元年11月1日現在)から転載しています。

### 制度の内容

災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、受講料、入学金及び入学者選抜手数料等の徴収猶予又は減額、免除します。

### 対象者

天災その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認める方が対象です。

### 問合せ先

在籍する各学校(授業料担当窓口)

## 6.4 大学等の授業料等の減免措置

確  
認

次の内容は内閣府作成の「被災者支援に関する各種制度の概要」(令和元年11月1日現在)から転載しています。

### 制度の内容

災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、各学校(大学、短期大学、大学院、高等専門学校)において授業料等の減額、免除を行います。

具体的な基準や減免額などは、学校ごとに異なります。

### 対象者

各大学等において、減免等を必要とすると認める方が対象です。

### 問合せ先

在籍する各学校(授業料担当窓口)

## 65 緊急採用奨学金

確  
認

次の内容は内閣府作成の「被災者支援に関する各種制度の概要」(令和元年11月1日現在)から転載しています。

### 制度の内容

災害等により、家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与を実施します。

### 対象者

大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の学生・生徒

### 問合せ先

在籍する各学校（奨学金担当窓口）

## 6.6 障害福祉サービス等の利用者負担額の減免

確  
認

### 内容

震災、風水害、火災などの災害により、住宅、家財等の財産に著しい損害を受けた場合や世帯の収入が著しく減少した場合などにおいて、障害福祉サービスの利用にかかる費用を負担することが困難な方の利用者負担額が減免となります。

食事代や居住費用等の実費は対象となりません。

### 必要書類

- ・介護給付費等特例適用申請書
- ・必要に応じて災証明書など、困難な状況を証明する書類の添付

### 手続方法

お住まいの地区の相談窓口までご連絡ください。必要な手続をご案内いたします。

### 問合せ先

緑高齢・障害者相談課	身体・知的福祉班	電話：042-775-8810
	精神保健福祉班	電話：042-775-8811
中央高齢・障害者相談課	身体・知的福祉班	電話：042-769-9266
	精神保健福祉班	電話：042-769-9806
南高齢・障害者相談課	身体・知的福祉班	電話：042-701-7722
	精神保健福祉班	電話：042-701-7715
城山保健福祉課		電話：042-783-8136
津久井保健福祉課		電話：042-780-1412
相模湖保健福祉課		電話：042-684-3216
藤野保健福祉課		電話：042-687-5511
高齢・障害者支援課		電話：042-769-8272

## 67 障害児通所支援の利用者負担額の減免

確  
認

### 内容

震災、風水害、火災などの災害により、住宅、家財等の財産に著しい損害を受けた場合や世帯の収入が著しく減少した場合などにおいて、障害児通所支援の利用にかかる費用を負担することが困難な方の利用者負担額が減免となります。

食事代や教材費等の実費は対象となりません。

### 必要書類

- ・ 障害児通所給付費特例適用申請書
- ・ 必要に応じて災証明書など、困難な状況を証明する書類の添付

### 手続方法

お住まいの地区の相談窓口までご連絡ください。必要な手続をご案内いたします。

### 問合せ先

緑高齢・障害者相談課	身体・知的福祉班	電話：042-775-8810
	精神保健福祉班	電話：042-775-8811
中央高齢・障害者相談課	身体・知的福祉班	電話：042-769-9266
	精神保健福祉班	電話：042-769-9806
南高齢・障害者相談課	身体・知的福祉班	電話：042-701-7722
	精神保健福祉班	電話：042-701-7715
城山保健福祉課		電話：042-783-8136
津久井保健福祉課		電話：042-780-1412
相模湖保健福祉課		電話：042-684-3216
藤野保健福祉課		電話：042-687-5511
高齢・障害者支援課		電話：042-769-8272

## 68 保育所等利用料の減免

確  
認

### 支援の内容

保育所等を利用する0～2歳児クラスの児童で、被災され利用料の支払いが困難な場合は、申請により減額又は免除を受けられる場合があります。

### 減免の適用

減免は、被災世帯が居住する家屋が火災、地震及び風水害により、半壊、全壊、半焼、全焼若しくは床上浸水等したときに、次の割合を適用して行います。

- 1 家屋が全壊、流出、埋没、全焼等により家屋の原形をとどめない場合又は半壊等により復旧不能の場合...100%
- 2 家屋の主要部分が著しく損傷している場合...75%
- 3 家屋の屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住若しくは使用目的を著しく損じたとき又は下壁、畳等に損傷を受け、居住若しくは使用目的を損じ、修理若しくは取替えを必要とする場合...50%

### 減免の期間

必要と認められる期間

### 担当窓口

各区の子育て支援センター

城山・津久井・相模湖・藤野の保健福祉課

所在地及び電話番号は巻末の「各連絡先一覧」を参照してください。

## 69 図書館資料弁償の免除

確  
認

### 内容

風水害による紛失等の場合は、資料の弁償を免除します。

### 必要書類

図書等弁償免除申請書

### 問合せ先

市立図書館 電話：042-754-3604

市立図書館相武台分館 電話：046-255-3315

相模大野図書館 電話：042-749-2244

橋本図書館 電話：042-770-6600

# 70 市営住宅の一時提供

確  
認

## 支援の内容

- ・ 東日本台風により被災し、住宅に大きな被害を受けたほか、二次災害のおそれがあり、居住困難になった方に対し、市営住宅を一時提供します。
- ・ 期間は、原則3か月（最長6か月まで更新可）です。

## 対象となる方

東日本台風により被災し、住宅に大きな被害を受けたほか、二次災害のおそれがあり、居住継続が困難になった方。

物件（令和2年4月1日現在）

地区	戸数
緑 区	5

- ・ 照明、ガスコンロ、洋式トイレ、浴槽あり。冷蔵庫等の家電製品、寝具なし。
- ・ 注意事項：住宅によっては修繕を要するため、入居までに時間がかかる場合があります。入居先の希望はできません、世帯数などの状況により調整した上で、順次、ご案内いたします。

## 入居の条件

- （1）家賃、敷金、駐車場使用料、退去時の修繕は免除します。
- （2）建物等の財産を損壊した場合は、これを原状回復し又相当の賠償の責務を負うものとします。
- （3）当該物件に付帯する電気料・ガス使用料・水道料等の光熱水費・共益費等は自己負担です。
- （4）当該物件においてペット（犬・猫・鶏等）の飼育を禁止します。
- （5）他の者に転貸し、又は担保に供してはなりません。
- （6）市営住宅課より本市営住宅全体に係る指示があった場合は、その指示に従わなくてはなりません。

## 申請方法

罹災証明等必要な書類を添付の上、「相模原市営住宅一時使用許可申請書(大規模災害用)」を提出してください。

## 担当窓口

市営住宅課 電 話：042-769-8256

受付時間：午前8時30分から午後5時まで

## 71 災害復興住宅支援（建設）

確認

次の内容は内閣府作成の「被災者支援に関する各種制度の概要」（平成30年11月1日現在）から転載しています。

制度の種類 貸付（融資）

制度の内容

自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を建設する場合に受けられる融資です。

融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅です。

融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。

この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。

	構造等	融資限度額（1）	返済期間（2）
基本融資額	耐火構造	1,650万円	35年
	準耐火構造		
	木造（耐久性）		
	木造（一般）		25年
特例加算額		510万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。
土地取得資金		970万円	
整地資金		440万円	

1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、融資限度額（建設資金2,160万円、土地取得資金970万円、整地資金440万円）又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となります

2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。

（注）その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ

（<http://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html>）又は下記の問合せ先にご確認ください。

活用できる方

ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を建設される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。

問合せ先 独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353

## 72 災害復興住宅融資 (新築住宅購入、リ・ユース住宅(中古住宅)購入)

確  
認

次の内容は内閣府作成の「被災者支援に関する各種制度の概要」(平成30年11月1日現在)から転載しています。

制度の種類 貸付(融資)

制度の内容

自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、新築住宅、リ・ユース住宅(中古住宅)を購入する場合に受けられる融資です。

融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡(マンションの場合30㎡)以上175㎡以下の住宅です。

融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。

この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。

新築住宅の購入

	構造等	融資限度額(1)	返済期間(2)
基本融資額	耐火構造 準耐火構造 木造(耐久性)	2,620万円	35年
	木造(一般)		25年
特例加算額		510万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。

リ・ユース住宅(中古住宅)の購入

	融資限度額(1)	
	リ・ユース	リ・ユースプラス
基本融資額	2,320万円	2,620万円
特例加算額	510万円	510万円

建て方	種別	返済期間( 2 )
一戸建て等	リ・ユース住宅	25年
	リ・ユースプラス住宅	35年
マンション	リ・ユースマンション	25年
	リ・ユースプラスマンション	35年

1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、融資限度額(リ・ユース住宅及びリ・ユースマンションは2,830万円、新築住宅の購入、リ・ユースプラス住宅及びリ・ユースプラスマンションは3,130万円)又は機構による担保評価額(建物と敷地の合計額)のいずれか低い額が上限となります。

2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人(連帯債務者を含む)全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。

(注) その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ

(<http://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html>)又は下記の間合せ先にご確認ください。

活用できる方

ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を購入される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。

問合せ先 独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353

## 73 災害復興住宅融資（補修）

確  
認

次の内容は内閣府作成の「被災者支援に関する各種制度の概要」（平成30年11月1日現在）から転載しています。

制度の種類 貸付（融資）

制度の内容

自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を補修する場合に受けられる融資です。

融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。

この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定できます（ただし、返済期間は延長できません）。

	融資限度額（ 1 ）	返済期間（ 2 ）
基本融資額	730万円	20年
整地資金	440万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。
引方移転資金		

1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。

2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。

（注）その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ

（<http://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html>）又は下記の間合せ先にご確認ください。

活用できる方

ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を補修される方で、「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。

問合せ先 独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120 - 086 - 353

## 74 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更

確  
認

次の内容は内閣府作成の「被災者支援に関する各種制度の概要」(平成30年11月1日現在)から転載しています。

制度の種類 減免・猶予(延長・金利の引き下げ含む)

制度の内容

地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けたご返済中の被災者(旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む。)に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。

概要は次のとおりです。

- 1 返済金の払込みの猶予：被災の程度に応じて、1～3年間
- 2 払込猶予期間中の金利の引下げ：被災の程度に応じて、0.5～1.5%の金利引下げ(ただし、引下げ後の金利が0%を下回る場合は0.01%までの引下げ)

フラット35(買取型)の場合は0.5%引き下げた金利

- 3 返済期間の延長：被災の程度に応じて、1～3年

支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「罹災割合」に応じて決まります。詳しくは住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関にご相談ください。

(参考)住宅金融支援機構ホームページ

<http://www.jhf.go.jp/loan/hensai/hisai.html>

活用できる方

以下のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方が対象です。

- 1 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方
- 2 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方
- 3 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方

問合せ先 独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター  
災害専用ダイヤル(被災された方専用のダイヤル)0120-086-353

## 75 児童手当の認定等

確  
認

### 支援の内容

児童手当の認定請求や各種届出に必要な添付書類について、申立書を提出で代えることができます。また、被災により認定請求や各種届出遅れた場合は、災害その他のやむを得ない理由により手続きができなかったことを配慮し、理由の発生した日から15日以内に届けられたものとみなします。

### 対象となる方

令和元年東日本台風に伴う災害に係る被災者の方

### その他

被災された方にとっては、手続きの際、各窓口にてその旨の申し出をお願いします。

### 担当窓口

子育て給付課 電話：042-769-8232

## 76 児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の特例措置

確認

### 制度の概要

被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じます。また、届出に必要な書類の提出を猶予できる場合があります。

### 対象となる方

自己または所得税法上の控除対象配偶者及び扶養親族の所有住宅や家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けられた方

### 適用条件等

被害金額には保険等で補てんされた額は含みません。

被災した年の所得が全部支給限度額以上であった場合は、後日返還が必要です。

所得税法上扶養していない親族の損害については対象になりません。

児童扶養手当が全部支給の方は対象外です。(手当額の上乗せではありません。)

### 必要書類

被災状況届

罹災証明書

印鑑

### その他

各種届出に際し必要な書類の提出を猶予できる場合があります。

### 担当窓口

#### ・児童扶養手当

子育て給付課 電話：042-769-8232

#### ・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当

高齢・障害者支援課 電話：042-769-8272

## 77ひとり親家庭等医療費助成の特例措置

確  
認

### 制度の概要

被災者に対するひとり親家庭等医療費助成について、所得制限の特例措置を講じます。

### 対象となる方

自己または所得税法上の控除対象配偶者及び扶養親族の所有住宅や家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けられた方

### 適用条件等

- ・被害金額には保険等で補てんされた額は含みません。
- ・所得税法上扶養していない親族の損害については対象になりません。
- ・原則として児童扶養手当の特例措置を適用された方が対象となります。  
児童扶養手当の特例措置の手続きを併せて行ってください。
- ・ひとり親家庭等医療費助成の福祉医療証の交付を受けている方は対象外です。

### 必要書類

#### 交付申請書

申立書（扶養親族に関する申立書、特例措置の適用に関する申立書）

#### 罹災証明書

#### 保険証

#### 印鑑

### その他

特例措置の適用期間は、損害を受けた月から翌年の12月31日まで

### 担当窓口

子育て給付課 医療給付班 電話：042-704-8908

## 78 母子父子寡婦福祉資金償還金の支払い猶予

確  
認

### 内容

母子父子寡婦福祉資金償還金の支払を猶予できる場合があります。

### 必要書類

罹災証明書の写し

償還金支払猶予申請書

### 適用条件等

風水害等の災害により、貸付金の貸付を受けた方が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときに、1年以内の期間で支払いを猶予できる場合があります。

### 担当窓口

緑子育て支援センター 電話：042-775-8815

中央子育て支援センター 電話：042-769-9221

南子育て支援センター 電話：042-701-7700

### 母子父子寡婦福祉資金とは

ひとり親家庭の経済的自立の支援や子どもの福祉を図るために、高校・大学などの入学資金や授業料、就職するために必要な知識や技能の資格取得に必要な資金など、12種類の資金を、低利か無利子で貸付けするものです。

## 79 母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金

確  
認

### 制度の内容

- ・災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。
- ・貸付限度額等は次のとおりです。

貸付限度額	200万円以内
貸付利率	連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.0%
据置期間	6か月
償還期間	7年

### 対象となる方

住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・父子・寡婦世帯

### 適用条件等

- ・工事着工以前に申請があったものに限りです。
- ・総工事費、総工事費に占める自己資金（申請者本人の所有する現金・預貯金等）の占有率、資金計画等に条件があります。ご検討の際は担当窓口までお問い合わせください。
- ・現地調査及び資金計画等の審査を行った上で貸付けの可否を決定します。

### 担当窓口

緑子育て支援センター 電話：042-775-8815

中央子育て支援センター 電話：042-769-9221

南子育て支援センター 電話：042-701-7700

## 80 未払賃金立替払制度

確  
認

### 支援の内容

企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康安全機構が事業主に代わって支払います。

対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6カ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているものです（上限有り）。ボーナスは立替払の対象とはなりません。また、未払賃金の総額が2万円未満の場合も対象とはなりません。

立替払した場合は、独立行政法人労働者健康安全機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償します

### 対象となる方

次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができます。

#### 1 使用者が、

(1) 労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと

(2) 1年以上事業活動を行っていたこと

(3) ア 法律上の倒産（破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合）をしたこと

この場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要があります。

イ 事実上の倒産（中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない場合）をしたこと

この場合は、労働基準監督署長の認定が必要です。労働基準監督署に認定の申請を行ってください。

2 労働者が、倒産について裁判所への申立て等（法律上の倒産の場合）又は労働基準監督署への認定申請（事実上の倒産の場合）が行われた日の6か月前の日から2年の間に退職した者であること

### 問合せ先

相模原労働基準監督署 電話：042-752-2051

（独）労働者健康安全機構 未払賃金立替払相談コーナー 電話：044-431-8663

## 81 雇用保険の失業等給付

確  
認

### 支援の内容

労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給します。

災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職又は休業を余儀なくされた方に雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施します。

### 対象となる方

- 災害救助法の適用を受ける市町村に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方が対象です。
- 激甚災害法第 25 条の規定が適用された場合に、激甚災害法の適用を受ける地域に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することになったため、休業を余儀なくされた方が対象です。

### 問合せ先

相模原公共職業安定所（ハローワーク相模原） 電話：042-776-8609

## 82 被災者の債務整理支援

確  
認

次の内容は内閣府作成の「被災者支援に関する各種制度の概要」(平成30年11月1日現在)から転載しています。

### 制度の内容

- ・住宅ローンを借りている個人の方や、事業に必要な資金を借りている個人事業主の方で、自然災害(注)の影響によって災害前の借入の返済が困難となった方は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用することにより、破産手続などの法的な手続によらず、債務の免除等を受けられます。

(注)平成27年9月2日以降に災害救助法の適用を受けた自然災害

東日本台風による本市における災害は災害救助法の適用を受けています。

- ・ガイドラインによる債務整理のメリットは次のとおりです。

財産の一部を、ローンの支払いに充てずに、手元に残すことができます。

破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことは、個人信用情報として登録されないため、その後の新たな借入に影響が及びません。

国の補助により弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができます。

### 対象となる方

自然災害の影響によって、災害前の住宅ローンや事業性ローン等の借入を弁済することができないまたは近い将来において弁済できないことが確実と見込まれる個人の債務者が対象になります。

### 問合せ先

- ・神奈川県弁護士会 電話：045-221-7711
- ・ローンの借入先

## 83 リユース家具の提供

確  
認

### 支援の内容

東日本台風により家屋が被災した方に、リユース家具（ ）を提供します。

家庭から排出された粗大ごみのうち再使用が可能な家具類を補修・清掃したもの

### 対象となる方

次の要件のいずれかを満たす方が対象です。

- ・ 東日本台風により居住する家屋が被災し、市より「罹災証明書」又は「罹災届出証明書」が交付された方  
居住しない家屋は対象外です。
- ・ 東日本台風により応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）に入居される方

### 期間

令和元年11月1日（金）から

### 申込・提供方法

次の（１）（２）の手順により提供します。

- （１）資源循環推進課に電話連絡  
（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く午前8時30分～午後5時）  
提供場所への来館日や希望する家具の種類等についてお伺いします。
- （２）橋本台リサイクルスクエアに来館  
（12月29日～1月3日を除く午前9時～午後4時）
  - ・ 「罹災証明書」、「罹災届出証明書」又は「賃貸型応急住宅入居承認通知書」の提示（提出不要）
  - ・ 申込書に氏名、罹災地住所、連絡先、希望家具などについて記入
  - ・ 提供家具を選定し、自己搬出

### その他

リユース家具の在庫状況によっては休止する場合があります。

### 担当窓口

資源循環推進課 電話：042-769-8334

## 84 相模原市コールセンター ( 困った時の問合せ )

確  
認

### 内容

相模原市コールセンターは、市役所や区役所の制度や各種手続、施設などの多様なお問合せについて、ご案内するサービス窓口です。

知りたいことがあるのに「自分で調べる時間がない」、「どこに聞いたらよいかわからない」場合など、お気軽にお問合せください。

### 受付時間

午前 8 時～午後 9 時（年中無休）

### 問合せ先

電話：042 - 770 - 7777

ファクス：042 - 770 - 7766

### その他

- ・個人情報や専門的なお問合せの場合、担当部署のご案内、又は担当部署への引継ぎを行うことがあります。
- ・市役所の開庁日であっても、午前 8 時～ 8 時 30 分と午後 5 時～ 9 時にお問い合わせいただいた場合、お問い合わせの内容により開庁時間帯にお掛けなおしをお願いすることがあります。

## 85 住まいの地盤 電話相談

確  
認

対象者 東日本台風により被災した宅地の所有者、宅地や地盤に不安や疑問のある方

### 相談の内容

東日本台風により被災した宅地の地盤に関する不安や疑問について、宅地地盤技術の専門家である「地盤品質判定士」が、電話等でご相談に応じます。

相談の対象 被災した宅地又は隣接する土地の地盤、擁壁、がけ地など

### 相談の方法

電話、FAX、郵便、インターネットで相談することができます。

- 1 電話、FAX、郵便、インターネットで地盤品質判定士協議会に連絡してください。
- 2 相談時間 平日の午前9時から午後5時まで(電話の場合)
- 3 連絡先 地盤品質判定士協議会

〒112-0011 東京都文京区千石 4-38-2 地盤工学会 JGS 会館内

電話：03-3946-8766 FAX：03-3946-8678

インターネット <http://hanteishi.org/contact/soudan>

相談の費用 無料(現地調査や評価書の作成などは有料)

担当窓口 開発調整課 電話：042-769-8250

## 86 こころの健康相談

確  
認

### 相談内容

不眠や不安等こころの健康に関する悩みや困りごとについて、相談員が相談に応じます。

### 問合せ先

[月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 8時30分～12時、13時～17時]

課名	電話番号	所在地
緑高齢・障害者相談課	042-775-8811	緑区西橋本5-3-21 緑区合同庁舎3階
津久井保健福祉課	042-780-1412	緑区中野613-2 津久井保健センター1階
中央高齢・障害者相談課	042-769-9806	中央区富士見6-1-1 ウェルネスさがみはらA館1階
南高齢・障害者相談課	042-701-7715	南区相模大野6-22-1 南保健福祉センター3階

### 電話相談

こころの健康に関する電話相談です。

名称	電話番号	相談時間
こころの電話相談	042-769-9819	月～土曜日(年末年始を除く) 17時～22時 (受付21時30分まで)
“いきる”ホットライン (相模原市自殺予防・自死 遺族専門電話相談)	042-769-9800	毎週日曜日(年末年始を除く) 17時～22時 (受付21時30分まで)

## 87 高齢者に関する身近な相談

確認

### 相談内容

高齢者支援センター(地域包括支援センター)では、高齢者や介護家族からの保健・福祉・介護等に関する様々な相談をお受けしています。

### 問合せ先

名称	電話番号	所在地
城山 高齢者支援センター	042-783-0030	相模原市緑区久保沢 1-3-1 城山総合事務所第1別館1階
津久井 高齢者支援センター	042-780-5790	相模原市緑区中野 966-5
相模湖 高齢者支援センター	042-684-9065	相模原市緑区与瀬 896 相模湖総合事務所1階
藤野 高齢者支援センター	042-686-6705	相模原市緑区小淵 2000 藤野総合事務所3階

\* その他の高齢者支援センターについては、下記の各区の高齢・障害者相談課へお尋ねください。

[ 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 8時30分～12時、13時～17時 ]

課名	電話番号	所在地
緑高齢・障害者相談課	042-775-8812	緑区西橋本 5-3-21 緑区合同庁舎3階
中央高齢・障害者相談課	042-769-8349	中央区富士見 6-1-1 ウェルネスさがみはらA館1階
南高齢・障害者相談課	042-701-7704	南区相模大野 6-22-1 南保健福祉センター1階

## 88 成人健康相談

確  
認

### 相談内容

保健師が健康に関する相談に応じます。

また、ご相談の内容によっては、その他必要な相談事業等をご案内いたします。

### 電話相談

健康に関する電話相談です。【月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8時30分～17時】

- ・ 緑保健センター 電話：042-775-8816
- ・ 中央保健センター 電話：042-769-8233
- ・ 南保健センター 電話：042-701-7708

## 89 ペットに関する相談窓口

確  
認

### 相談内容

迷子になったペットに関する相談、飼い主不明のペットの保護情報、その他ペットに関する相談を受け付けています。

### 問合せ先

生活衛生課生活衛生班 電話：042-769-8347

同 津久井班 電話：042-780-1413

## 90 法的トラブル解決のための総合相談所（法テラス）

確  
認

次の内容は内閣府作成の「被災者支援に関する各種制度の概要」（平成30年11月1日現在）及び法テラスHPから転載等をしています。

### 内容

全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国統一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問い合わせを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内しています。

また、「収入が一定額以下」などの条件を満たす方には、弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度として弁護士等による無料法律相談や弁護士費用等の立替え等の援助を行っています。

なお、法テラスでは、令和元年10月18日から東日本台風の被災者の方について、生活の再建に必要な法律相談として資力を問わない無料法律相談を実施しています。詳しくは、お近くの法テラスへお問い合わせください。

### 問合せ先

被災者専用フリーダイヤル 0120-078309 おなやみレスキュー

法テラス・サポートダイヤル 0570-078374 おなやみなし

法テラスホームページ <https://www.houterasu.or.jp/>

法テラス各地方事務所 <https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html>

（PC・スマートフォン）

## 91 消費者ホットライン

確  
認

消費者ホットラインは、身近な消費生活センターにつながる全国共通の電話番号です。

災害発生時には、それに便乗した悪質商法が多数発生します。不審な電話や訪問を受けたなど、困ったときや心配なときは、消費生活センターへご相談ください。

### 災害に関連したトラブル事例

- ・「火災保険を利用すれば、自己負担なしで台風で壊れた屋根や雨どいの修理ができる。保険の申請も代行する。」と業者が訪ねてきたので契約した。後日、不信感を覚え解約を申し出たところ、高額な解約料を請求された。
- ・業者と契約書を交わすことなく、自宅の修理をしてもらったところ、高額な修理代金を請求された。
- ・台風で自宅の屋根瓦がずれ、見積もりのつもりで業者を呼んだところ、屋根にビニールシートをかけられ、高額な作業料金を提示された。仕方なく支払ったが納得できない。

### アドバイス

- ・一般的に台風等で家屋に被害が生じた場合は、火災保険の対象となりますが、まずは契約している保険会社に、保険の適用対象となるか自分で直接確認しましょう。
- ・災害で住宅の修理が必要な場合でも、慌てずに複数の事業者から見積もりを取るなど、その場で決めず、慎重に判断しましょう。
- ・事前に金額や作業内容を業者に確認しましょう。
- ・訪問販売等は契約後一定期間はクーリング・オフできる場合もあるので、契約をやめたいときは早めに消費生活センターに相談しましょう。

### 相談窓口

消費者ホットライン 188（局番不要）

## 92 NHKふれあいセンター

確  
認

次の内容は内閣府作成の「被災者支援に関する各種制度の概要」(平成30年11月1日現在)から転載しています。

### 内容

- ・放送受信料に関するお問い合わせ
- ・災害免除に関するお問い合わせ
- ・住所変更等のご連絡
- ・NHKのテレビ、ラジオなど受信に関する技術的なお問い合わせ

### 問合せ先

(災害免除に関するお問い合わせ)

0570 - 077077 (9:00-20:00 年末年始を除く)

上記電話番号がご利用になれない場合は、

050 - 3786 - 5003 (9:00-20:00 年末年始を除く)

(住所変更等のご連絡)

0120 - 151515 (9:00-20:00 年末年始を除く)

上記電話番号がご利用になれない場合は、

050 - 3786 - 5003 (9:00-20:00 年末年始を除く)

(NHKのテレビ、ラジオなど受信に関する技術的なお問い合わせ)

0570 - 003434 (9:00-20:00 年末年始を除く)

上記電話番号がご利用になれない場合は、

050 - 3786 - 5005

## 各連絡先一覧

< 申慰金、貸付金、障害見舞金、利子補給 >

課名	所在地	電話番号
生活福祉課	中央区中央 2-11-15 市役所本館 5 階	042-851-3170

< 罹災証明書、住民票、マイナンバーカード・通知カード、実印、印鑑登録証 >

各区役所

区役所名	所在地	電話番号(区民課)
緑区役所区民課	緑区西橋本 5-3-21 緑区合同庁舎 2 階	042-775-8803
中央区役所区民課	中央区中央 2-11-15 市役所本館 1 階	042-769-8227
南区役所区民課	南区相模大野 5-31-1 南区合同庁舎 1 階	042-749-2133

各まちづくりセンター・出張所・連絡所

	施設名	所在地	電話番号
緑区	大沢まちづくりセンター	緑区大島 1776-5	042-761-2610
	城山まちづくりセンター	緑区久保沢 1-3-1	042-783-8103
	津久井まちづくりセンター	緑区中野 633	042-780-1400
	相模湖まちづくりセンター	緑区与瀬 896	042-684-3214
	藤野まちづくりセンター	緑区小淵 2000	042-687-5514
	串川出張所	緑区青山 1012	042-784-2604
	鳥屋出張所	緑区鳥屋 1064	042-787-0611
	青野原出張所	緑区青野原 1250-1	042-787-0002
	青根出張所	緑区青根 1372-1	042-787-2511
	津久井中央連絡所	緑区三ヶ木 414 番地	042-784-2400
	牧野連絡所	緑区牧野 4232	042-689-2121
	佐野川連絡所	緑区佐野川 2903	042-687-2606
中央区	大野北まちづくりセンター	中央区鹿沼台 1-10-20	042-752-2023
	田名まちづくりセンター	中央区田名 4834	042-761-0056
	上溝まちづくりセンター	中央区上溝 7-7-17	042-762-0079
南区	大野中まちづくりセンター	南区古淵 3-21-1	042-742-2226
	大野南まちづくりセンター	南区相模大野 5-31-1 南区合同庁舎内	042-749-2217
	麻溝まちづくりセンター	南区下溝 594-6	042-778-1006
	新磯まちづくりセンター	南区磯部 916-3	046-251-0014
	相模台まちづくりセンター	南区相模台 1-13-5	042-744-1609
	相武台まちづくりセンター	南区新磯野 4-1-3	046-251-5373
	東林まちづくりセンター	南区相南 1-10-10	042-744-5161

< 保険証、税金・保険料・利用料等減免 >

課名	所在地	電話番号
国保年金課 賦課・年金班 給付班 後期高齢班	中央区中央 2-11-15 市役所本館 1 階	042-769-8296 042-769-8235 042-769-8231
介護保険課	中央区富士見 6-1-20 あじさい会館 4 階	042-769-8321
城山保健福祉課	緑区久保沢 1-3-1 城山総合事務所第 1 別館 1 階	042-783-8136
津久井保健福祉課	緑区中野 613-2 津久井保健センター 1 階	042-780-1412
相模湖保健福祉課	緑区与瀬 896 相模湖総合事務所 2 階	042-684-3216
藤野保健福祉課	緑区小淵 2000 藤野総合事務所 2 階	042-687-5511
高齢・障害者支援課	中央区富士見 6-1-1 ウェルネスさがみはら B 館 3 階	042-769-8272
緑高齢・障害者相談課	緑区西橋本 5-3-21 緑区合同庁舎 3 階	高齢福祉班 042-775-8812 身体・知的福祉班 042-775-8810 精神保健福祉班 042-775-8811
中央高齢・障害者相談課	中央区富士見 6-1-1 ウェルネスさがみはら A 館 1 階	高齢福祉班 042-769-8349 身体・知的福祉班 042-769-9266 精神保健福祉班 042-769-9806
南高齢・障害者相談課	南区相模大野 6-22-1 南保健福祉センター 3 階	高齢福祉班 042-701-7704 身体・知的福祉班 042-701-7722 精神保健福祉班 042-701-7715

課名	所在地	電話番号
市民税課	中央区中央 2-11-15 市役所第 2 別館 1 階	042-769-8221
国保年金課 賦課・年金班（年金担当）	中央区中央 2-11-15 市役所本館 1 階	042-769-8228
資産税課	中央区中央 2-11-15 市役所第 2 別館 2 階	042-769-8223
納税課	中央区中央 2-11-15 市役所第 2 別館 2 階	042-769-8300
緑市税事務所	緑区西橋本 5-3-21 緑区合同庁舎 5 階	042-775-8808
南市税事務所	南区相模大野 5-31-1 南区合同庁舎 3 階	042-749-2163
債権対策課	中央区中央 2-11-15 市役所第 2 別館 2 階	042-769-8301
子育て給付課	中央区中央 2-11-15 市役所本館 4 階	042-704-8908
緑子育て支援センター	緑区西橋本 5-3-21 緑区合同庁舎 3 階	042-775-8813
中央子育て支援センター	中央区富士見 6-1-1 ウェルネスさがみはら A 館 1 階	042-769-9267
南子育て支援センター	南区相模大野 6-22-1 南保健福祉センター 3 階	042-701-7723
下水道料金課	中央区中央 2-11-15 市役所第 1 別館 2 階	042-769-8376
津久井下水道事務所	緑区中野 633 津久井総合事務所本館 2 階	042-780-1410
南清掃工場	南区麻溝台 1524-1	042-748-1133
北清掃工場	緑区下九沢 2074-2	042-779-1110
相模台収集事務所	南区麻溝台 3-5-20	042-742-0042
津久井クリーンセンター	緑区青山 3385-2	042-784-2711

<その他>

課名	所在地	電話番号
学務課	中央区中央 2-11-15 市役所第2別館 5階	学務班 042-769-8282 就学支援班 042-769-9262 学校経理班 042-769-9263
教育センター	中央区中央 3-12-10 総合学習センター3階	042-756-3647
緑生活支援課 緑区(津久井・相模湖・藤野地区を除く) にお住まいの方の場合	緑区西橋本 5-3-21 緑区合同庁舎 3階	042-775-8809
緑生活支援課(保護第3班) 緑区(津久井・相模湖・藤野地区)にお 住まいの方の場合	緑区中野 633 津久井総合事務所本館 3階	042-780-1407
中央生活支援課	中央区富士見 6-1-20 あじさい会館 5階	042-707-7056
南生活支援課	南区相模大野 6-22-1 南保健福祉センター3階	042-701-7720
相模原市消費生活総合センター	中央区相模原 1-1-3 シティ・プラザさがみはら セレオ相模原 4階	042-776-2511
資源循環推進課	中央区中央 2-11-15 市役所本館 6階	042-769-8334

<生活福祉資金貸付相談窓口>

相模原市社会福祉協議会	所在地	電話番号
緑区事務所	緑区西橋本 5-3-21 緑区合同庁舎 2階	042-775-8601
さがみはら成年後見・あんしんセンタ ー	中央区富士見 6-1-20 あじさい会館 2階	042-756-5034
南区事務所	南区相模大野 6-22-1 南保健福祉センター1階	042-765-7065

【編集】

相模原市健康福祉局生活福祉部生活福祉課

電話：042-851-3170

令和2年10月15日